

# 第2次 下田市環境基本計画



令和4年3月

下田市



## はじめに

下田市は、青く美しい海などの豊かな自然に恵まれ、歴史的・文化的遺産も数多く残されています。それらの貴重な環境を次の世代に継承するため、2011（平成23）年度に下田市環境基本計画を策定し、自然環境の保護・保全、景観形成、資源循環をはじめとする環境施策に取り組んでまいりました。

それから今日までの10年の間に様々な社会的変化がありました。東日本大震災を契機としたエネルギー需給構造の大改革、持続可能な開発目標（SDGs）を含む2030アジェンダの採択、世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えることを目標とするパリ協定の採択など、社会情勢はより多様化・複雑化しております。

これらの状況を踏まえ、本市では、ごみの減量化やリサイクル分別の徹底、海洋プラスチック汚染問題の解決に向け、私たち一人一人が「環境」を意識して暮らし方を見直し、さらに、市民・事業者・行政が連携して総合的かつ効果的に環境対策を推進することを目指して「第2次下田市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、持続可能な社会の構築に向けた環境に関する取組として、4 Rの推進や環境教育等を推し進めることとしており、SDGsのトップランナーを目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、熱心な御審議を賜りました環境審議会委員をはじめ、貴重な御意見御提言をいただきました市民会議委員並びに市民の皆様から心からお礼申し上げます。

2022（令和4）年3月

下田市長

松本正一郎



# 目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の目的	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象地域	3
(4) 計画の期間	3
(5) 対象分野	3
第2節 計画策定の背景	4
(1) 本市の環境行政の動向	4
(2) 世界、国、県の動き	5
第2章 環境の現状と課題	9
第1節 下田市の概況	10
(1) 位置及び概要	10
(2) 人口	11
(3) 土地利用形態	11
(4) 気象	11
(5) 観光客	11
第2節 自然環境	12
(1) 森林	12
(2) 河川	12
(3) 海域及び海岸線	13
(4) 動植物	13
第3節 生活環境	16
(1) 公害・苦情	16
(2) 大気	16
(3) 水質	17
(4) 騒音・振動・悪臭など	18
(5) 公園・緑地	18
(6) 歴史、文化財	19
(7) 景観	20
第4節 資源の循環	21
(1) ごみの処理	21
(2) 不法投棄・美化活動	22



第5節 地球環境	23
(1) 地球温暖化	23
(2) エネルギー	24
第6節 環境教育・環境活動	26
(1) 環境教育、環境活動	26
第7節 前計画の検証と評価	27
(1) 重点取組項目の達成状況	27
(2) 数値目標の達成状況	30
第8節 アンケート結果	32
(1) 市民・事業者の評価	32
(2) 市民・事業者・中学生の取組	34
(3) 将来像	37
第3章 計画の目標	39
第1節 理念・方針等	40
(1) 基本理念	40
(2) 将来都市像	40
(3) 基本目標	40
(4) 体系図	41
第4章 目標達成のための取組内容	43
第1節 はじめに	44
第2節 各分野での取組内容	47
(1) 自然環境	47
(2) 生活環境	51
(3) 資源循環	56
(4) 地球環境	59
(5) 環境教育	63
(6) 数値目標	65
第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	67
第1節 地球温暖化とは	68
(1) 地球温暖化の仕組み	68
(2) 地球温暖化による将来の予測	68
第2節 静岡の気候	69
(1) 静岡の過去から現在までの気候	69
(2) 静岡の将来の気候（将来予測）	70

第3節 実行計画の基本的事項	71
(1) 計画の目的	71
(2) 計画の位置づけ	71
(3) 計画の期間	71
(4) 計画の対象範囲	71
(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類	71
(6) 計画の対象部門	72
第4節 下田市の温室効果ガス排出量	73
(1) 温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量(基準年度比)	73
(2) 部門別・分野別温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量の経年変化	73
(3) 排出量の部門・分野別構成比	74
(4) 部門・分野別二酸化炭素排出量構成比の比較(静岡県平均及び全国平均)	74
第5節 将来推計	75
第6節 温室効果ガス排出削減目標	76
第7節 目標達成に向けて	77
(1) 日本全体と下田市の部門別温室効果ガス排出量構成比	77
(2) 部門別目標値の設定	78
第8節 地球温暖化対策の取組(緩和と適応)	79
(1) 緩和策と適応策について	79
(2) 取組の体系	80
第9節 適応策	81
(1) 災害に対する適応	81
(2) 自然資源や農産物への適応	81
(3) 健康への影響に対する適応	82
第6章 計画の推進体制と進行管理	83
第1節 計画の推進体制	84
(1) 計画の推進体制	84
(2) 各主体・組織の役割	84
第2節 計画の進行管理	86
資料編	87



第 1 章

基本的事項

## 第1節 / 計画策定の目的

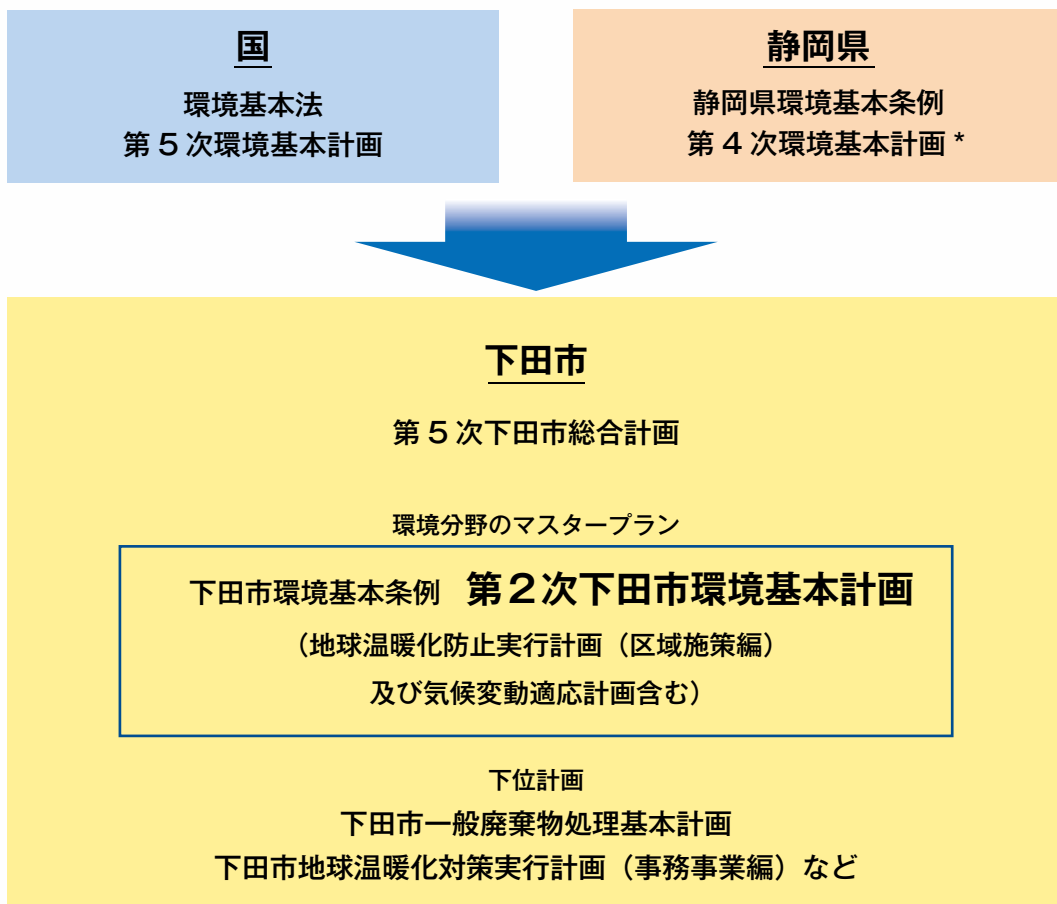
### (1) 計画の目的

本計画は、下田市環境基本条例の基本理念を受け継ぎ、同条例第9条に基づき策定するものです。本市の豊かな自然環境を守り、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、施策の方向性と具体的な展開方策などを示すとともに、市民、事業者、行政が取り組む事項を示します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、下田市総合計画の環境分野を担うマスタープランであり、本市の環境行政の根幹をなすものとなります。策定に当たっては、各種計画等との整合性を図って作成するものとします。

さらに、本計画の第5章を「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」第19条第2項に基づく実行計画及び「気候変動適応法」第12条に基づく適応計画として位置づけます。



図表1-1 計画の位置づけ

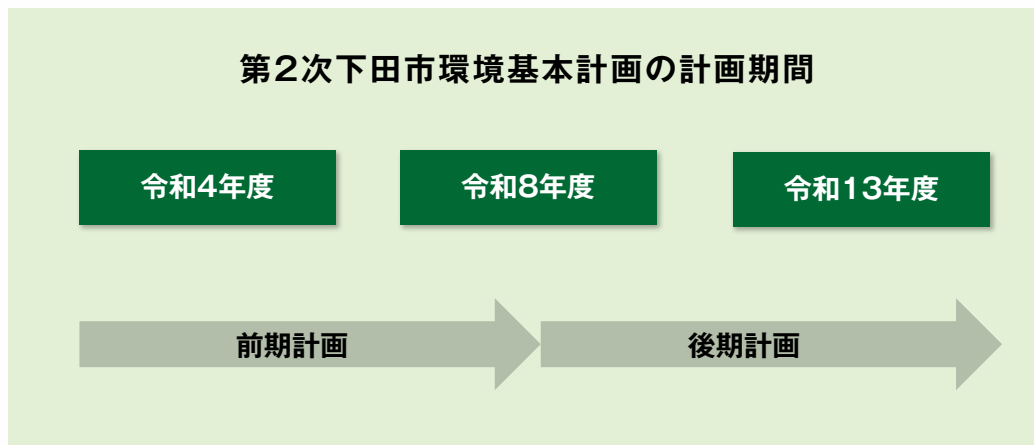


### (3) 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、本市全域とします。

### (4) 計画の期間

計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、初年度から5年目の中間年度である2026（令和8）年度には、これまでの取り組みを検証するとともに、より現況に即した計画とするよう見直しを行います。ただし、環境をめぐる自然的・社会的な情勢に大きな変化が生じた場合には、計画期間にかかわらず見直しを実施し、適切に対応することとします。



図表1-2 計画の期間

### (5) 対象分野

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境：海、海岸、砂浜、山、森林、川、動物、鳥獣被害

生活環境：水、大気、騒音・振動、悪臭、有害物質、公園・緑地、景観、歴史・文化

資源循環：ごみ、4R\*、不法投棄

地球環境：温暖化防止、エネルギー

環境教育：環境教育・学習

## 第2節 / 計画策定の背景

### (1) 本市の環境行政の動向

#### 下田市環境基本条例の制定

本市では、下田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、2001（平成13）年12月に「下田市環境基本条例」を制定し、2002（平成14）年4月に施行しました。

#### 環境基本計画の策定

下田市環境基本条例第9条に示された、将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現を目指して、2012（平成24）年3月に「第1次下田市環境基本計画」を策定しました。

第1次計画では、「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」を第4次下田市総合計画と共通の将来都市像とし、8つの基本目標を定め、更に市民ワークショップにて9つの重点取組事項が抽出されました。



第1次下田市環境基本計画

#### 下田市総合計画の策定

本市では「第4次下田市総合計画」が2011（平成23）年度から2020（令和2）年度の期間で推進され、更に2021（令和3）年3月には新しく「第5次下田市総合計画」が完成しました。将来都市像は「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」のもと、4つのまちづくりの柱（「美しく生活しやすいまち」「郷土への誇りと愛着を育むまち」「人が集い、活力のあるまち」「安全・安心なまち」）が設定され、さらに8つの分野（「自然環境・生活環境」、「子育て・教育」、「観光・産業・雇用・移住促進」、「都市基盤整備」、「危機管理」、「健康・福祉」、「共生社会」、「行財政改革」）が決定しました。第2次計画はこのうち、主に「自然環境・生活環境」の分野を補完する計画となります。

#### 下田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。事務事業編は、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画であって、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

#### 下田市一般廃棄物処理基本計画の策定

「廃棄物\*の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市において廃棄物の発生抑制と資源化の推進、排出された廃棄物の適正な収集、運搬、中間処理及び最終処分\*を確保し、循環型社会\*を形成するために必要な取組を進めることを目的として策定しており、最新の計画は2018（平成30）年3月となっています。計画期間は、2018（平成30）年度から2032（平成44（令和14））年度までの15年間で、おおむね5年ごとに見直しを行います。計画は4章で構成され、市内の一般廃棄物\*の適正な収集運搬及び処理並びに生活排水の処理についての基本方針を定めています。

## (2) 世界、国、県の動き

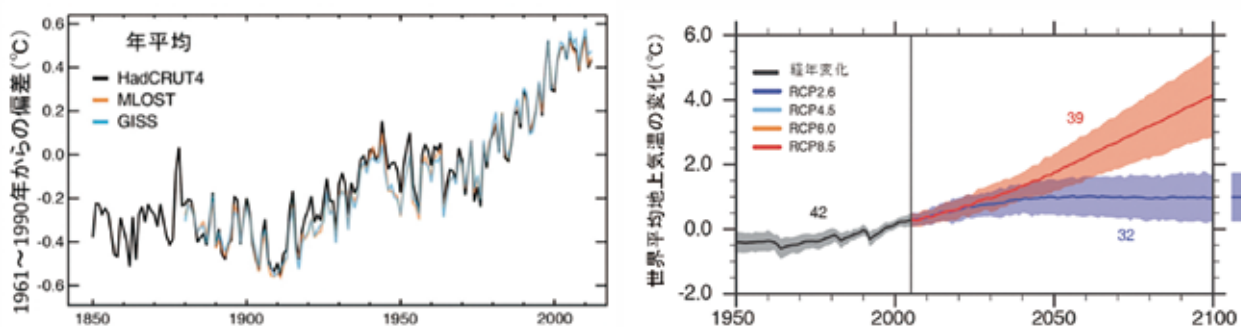
### ① 世界の動き

#### ・新型コロナウイルス感染症の世界的流行

2019（令和元）年9月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染により、急性呼吸器疾患（COVID-19）の世界的流行が発生しました。世界各地でロックダウン（都市封鎖）や入出国制限、オリンピックの開催延期が余儀なくされ、我が国においても都市部を中心に2020（令和2）年4月から2021（令和3）年9月にかけて4回の緊急事態宣言が発出され、対象区域の国民の外出自粛要請などが行われました。経済活動は大きく下落し、人々の生活様式も一変する最中にあり、地球温暖化を始めとする環境問題への人々の関心が薄れることが懸念されます。新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけにサーキュラーエコノミー\*の実現を含めた脱炭素\*に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性\*の保全を通じて災害や感染症などに対してもよりレジリエントな社会・経済モデルへと移行していくという「グリーンリカバリー\*」の考え方が広まっています。

#### ・気候変動に関する政府間パネル\*（IPCC）第5次評価報告書

2013（平成25）年9月より段階的に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書」では、地球の気候システムの温暖化には疑う余地がなく、特に1950年代以降の変化はここ数千年間にわたり前例のないものであり、気温上昇・海水温上昇・海水面水位上昇・雪氷減少などの自然環境への影響が過去よりも顕著に表れているとの観測結果が報告されています。さらに、第4次評価報告書時点では「20世紀半ば以降の温暖化の要因として、人為起源の温室効果ガス濃度増加による可能性が非常に高い（90%以上）」としていた影響評価からさらに一步踏み込んだ表現として、「人間の影響の可能性が極めて高い（95%以上）」という評価報告が行われています。



図表1-3 世界の地上気温の経年変化（左）と1950年～2100年までの気温変化予測（右）



・パリ協定

2015（平成27）年11月、フランス・パリでCOPの第21回会議である「COP21\*」が開催され、2020（令和2）年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2005（平成17）年2月に発行された「京都議定書\*」に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組です。

パリ協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満に抑えることを目標とするほか、1.5°C未満を目指す努力を行うことについても言及されています。そして、その目標達成のため、各国が決めた貢献案を5年ごとに更新・提出すること等が定められました。

・持続可能な開発目標（SDGs）による施策の推進

2015（平成27）年9月、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）が採択されました。2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された、先進国と開発途上国とが共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

その中で、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指す目標として「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）が掲げられました。SDGsは、2030（令和12）年度までに達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。

SDGsは先進国を含む全ての国が対象となり、各国がその力を結集し、目標達成に向けて課題解決への取組を実現することが求められています。



図表1-4 SDGsの掲げる17目標（出典：国連広報センター）



## ② 国の動き

### ・カーボンニュートラル、脱炭素、温室効果ガス46%減

2020（令和2）年10月26日、菅首相は所信表明演説において、2050（令和32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを宣言しました。更に2021（令和3）年4月22日には、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを明らかにしました。この中で、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長に繋がるという発想の転換が必要としました。

### ・第5次環境基本計画\*

2018（平成30）年4月、我が国で第5次環境基本計画（以下「第5次計画」という。）が閣議決定されました。環境基本計画は、環境基本法\*に基づき、国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

第5次計画は「パリ協定」の採択後に初めて策定される環境基本計画であり、その中で、SDGsの考え方を活用することが求められています。

SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決しながら利益を生み出すマルチベネフィットを目指していることから、今後の環境政策においても、環境の保全のみにとどまらず、相互に不可分となっている経済・社会の諸問題についてもWin-Winの関係となるべく統合的向上を図る役割が求められています。

また、SDGsの実現は地域の課題解決にも直結するものであるとし、地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要であるとしています。

### ・地域循環共生圏（ローカルSDGs）

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものです。

2018（平成30）年4月に閣議決定した国の第5次環境基本計画では、「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」を提唱しています。

### ・食品ロスの削減の推進に関する法律

日本国内の食品ロス量は年間 643 万トン（2016（平成28）年度推計）と推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による 2018（平成30）年の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当する量となっています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に2019（令和元）年5月31日に公布され、2019（令和元）年10月1日に施行されました。

本法基本方針では、都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものです。

### ・ESG投資\*

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。社会的な課題が投資家にとっては投資機会（ESG投資）を、企業にとってはビジネス機会（SDGs）をもたらすという点で、ESG投資とSDGsは共通の考え方をもちます。

## ③ 県の動き

### ・静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動\*

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。そこで静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する6R県民運動を推進しています。

### ・静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会

環境省では地域の資源を活かし、自立・分散型社会を形成しつつ、環境・社会・経済について統合的に課題解決し、脱炭素とSDGsを達成するため、「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」の実現を目指すとともに、地域循環共生圏の創出に向けて、地域金融機関によるESG地域金融の普及支援の取組を進めています。

そこで静岡県内全ての地域金融機関と複数の自治体、経済団体等が連携し、SDGsに絡めたESG金融等を通じて地域の環境・経済・社会の課題解決に向けた議論を行う協議会が、全国に先駆け、2019（令和元）年8月に発足しました。



第 2 章

環境の現状と  
課題

## 第1節 / 下田市の概況

### (1) 位置及び概要

下田市は静岡県 of 東南部、伊豆半島の南部東側、北緯34度40分、東経138度57分に位置し、市域は東西13km、南北16km、面積は104.38平方キロメートル（全国都道府県市区町村別面積調）の広がりを持っています。

本市は天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれた都市です。天城山系から続く急峻な山々と約47kmに及ぶすばらしい海岸線は、下田を特徴づける美しい景観をかたちづくり、本市観光の大きな財産として、社会・経済の基盤を支えています。

また年平均気温は約17°Cと温暖であり、降水量も年間1,900mmあまりと豊富です。このような気候と地形条件により、亜熱帯系から亜寒帯系までのさまざまな草花や果実を、四季を通じて楽しむことができ、黒潮が育む豊富な海産物とあわせて本市の魅力となっています。

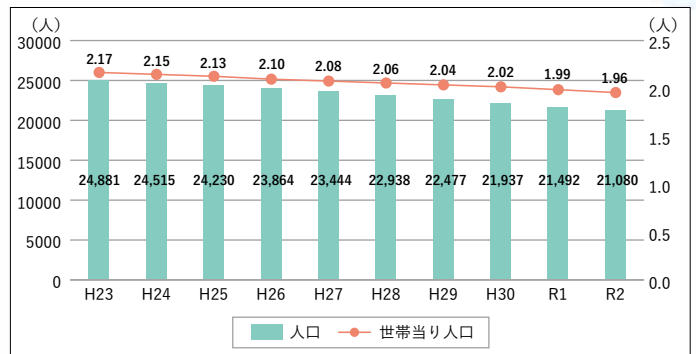


下田湾



## (2) 人口

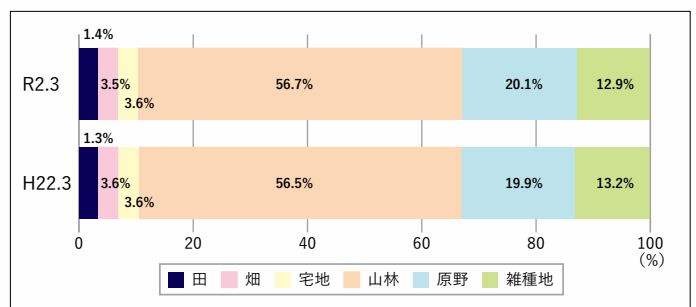
人口は毎年少しずつ減少しており、2020（令和2）年は21,080人でした。世帯当たり人口も減少傾向となっており、人口減少と核家族化が進行しています。



図表2-1 人口と世帯当たり人口の推移  
(下田市統計書(住民基本台帳人口))

## (3) 土地利用形態

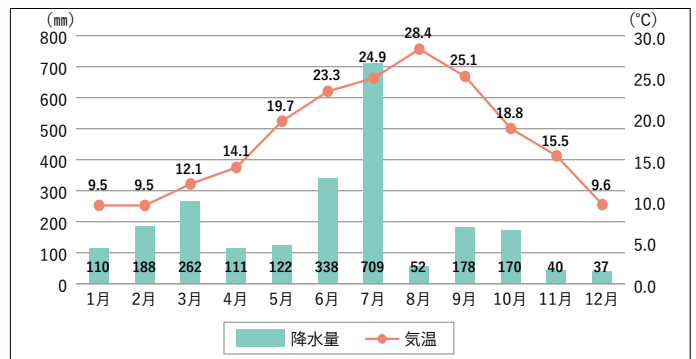
土地利用形態について、2020（令和2）年と2010（平成22）年の地目別割合をグラフで表しました。10年前と比較して、山林・雑種地が微減し、原野が微増しました。田・畑・宅地はほとんど変化がありませんでした。



図表2-2 2020（令和2）年と2010（平成22）年の土地利用比較（下田市統計書）

## (4) 気象

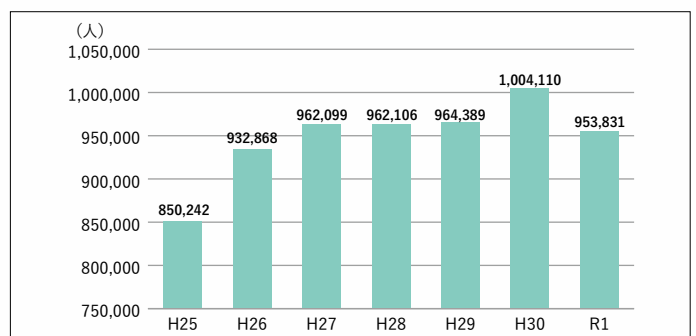
右のグラフは2020（令和2）年の月別降水量及び気温を表したグラフです。黒潮の流れる太平洋に面している影響で、年間を通じて温暖な気候で、真冬でも降雪はほとんどありません。ただし、冬季は山間部では氷点下まで気温が下がり、海岸部では厳しい季節風が吹くなど、地形と季節に大きく影響を受けています。



図表2-3 年間降水量と気温（下田市統計書）

## (5) 観光客

本市に宿泊した人数の推移が右のグラフです。年々増加し、2018（平成30）年度には100万人を超えましたが、2019（令和元）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少しました。



図表2-4 宿泊者数（下田市統計書）

## 第2節 / 自然環境

海洋プラスチック汚染が広く知れ渡り、海洋プラスチック問題は地球規模の課題となっており、本市としても対策が急務です。また本市の約76%を占める山林・原野は、木材利用の低迷等により荒廃し、竹林の繁殖が問題となっています。動植物については、静岡県版レッドリスト\*掲載種のうち199種が本市内にて確認されている一方、鳥獣による農産物等への被害やオオキンケイギク等の特定外来種の確認が非常に多くなっています。

### (1) 森林

本市は、海のまちというイメージが内外共に強い印象がありますが、面積の約76%が山林や原野であり、天城山系から続く急峻な山々は海岸線まで張り出し、断崖や砂浜など美しい景観が形成され、観光地としての大きな魅力の一つとなっています。また、山間部の水源地から山並みの間を流れて海原まで運ばれるミネラルなどの養分は、魚介類に絶好の生息環境を生みだし、豊かな漁場となって地域の産業や食文化にも恵みをもたらしています。



市内の森林

その一方で森林の約34%を占める人工林は、所有者の高齢化や林業経営の低迷などを要因に、長期間、手入れがされずに成長を続けた樹木が生い茂り、日当たりが悪くなって下草は生えなくなることから、周辺の自然・生物環境への影響だけでなく、森林が有する保水機能の低下による山腹崩壊や、倒木による電線の切断や主要道の封鎖といった災害発生も懸念されています。

今以上の森林の荒廃化を防ぎ、自然環境を保全していくためには、国や県の支援制度を活用し、森林所有者と地域林業経営体、そして行政とが連携した地域的な取組が必要となっています。

### (2) 河川

市内には稲生沢川、大賀茂川など7本の2級河川があり、42本の準用河川と112本の普通河川の計161本（延長104km）があります。これらの河川は動植物の生育・生息場所や市民の憩いの場ともなっています。



### (3) 海域及び海岸線

本市の主に海岸沿いは富士箱根伊豆国立公園に指定されています。富士箱根伊豆国立公園は、富士山を北端として富士火山帯に属する各種火山地形や温泉、変化に富む海岸線や島嶼からなる火山国日本を代表する国立公園です。

また伊豆半島は2018（平成30）年にジオパークとしても認定されています。ジオパークは世界遺産などと同様に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が推し進めているプログラムで、地質学的にみて国際的な価値のあるサイトがあり、「保護」・「教育」・「持続可能な開発」が一体となった概念により管理されたエリアです。ジオパークでは、価値ある地質遺産を保護しながら、環境教育、ジオツーリズムといった分野に活用することで、地域の持続可能な開発を促します。本市内のジオパークのみどころとして龍宮窟、恵比須島、白浜神社などがあります。

さらに、本市はキンメダイ、イセエビ、アワビやサザエ、海藻等の水揚げも豊富です。

一方で、海岸浸食や磯焼け、海岸へのごみ・流木の打ち上げ等の問題もあります。



白浜海岸線

### (4) 動植物

本市にはたくさんの動植物が生息しています。特に絶滅などの恐れのある動植物については、静岡県版レッドリストに掲載されたもののうち199種が確認されています。このうち絶滅危惧ⅠA類への該当は、植物で7種、魚類で2種、鳥類、爬虫類、昆虫類でそれぞれ1種の計12種となりました。

また特定植物群落として、市内には白浜神社のアオギリ群落、白浜神社の社叢、爪木崎のイズアサツキ群落、吉佐美のハマボウ群落、田牛のハマユウ群落が該当しています。

一方、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与える恐れのある特定外来生物\*は、アライグマ、ガビチョウ、ソウシチョウ、オオクチバス、オオキンケイギク、ナガエツルノゲイトウ、ホテイアオイ（平成21年度静岡県



ハマボウ

特定外来生物分布状況実態把握調査及び平成22年度静岡県特定外来植物生息分布調査)、タイワンリス（伊豆半島東海岸におけるタイワンリスの分布拡大（静岡県））の8種が確認されています。

近年は荒廃農地の増加により、田畑に人の手が入らなくなることで、サルやイノシシなどの野生鳥獣が人の住む場所まで生息範囲を広げることで、農作物に深刻な被害を及ぼしています。



静岡県レッドデータブック  
（静岡県）

図表2-5 静岡県版レッドデータブック\*掲載の下田市に分布該当する動植物一覧

カテゴリー	名 称	
絶滅危惧 I A 類 (CR)	植物	ナンカクラン、ヒモラン、サイゴクホングウシダ、ヒロハヒメウラボシ、オドリコテンナンショウ、ヤリテンツキ、ソナレセンブリ
	鳥類	カンムリウミスズメ
	爬虫類	アカウミガメ
	魚類	シロウオ、ミナミメダカ
	昆虫類	イズササキリ
絶滅危惧 I B 類 (EN)	植物	ハチジョウシダ、ニシノコハチジョウシダ、ヤクシマホウビシダ、ルリデライヌワラビ、ミドリワラビ、コガネシダ、オトコシダ、ナガサキシダ、オオミネテンナンショウ、ユウシュンラン、イズアサツキ、ノハラテンツキ、ヒキノカサ、カンコノキ、コギシギシ、シノメソウ、キセワタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ
	鳥類	ミゾゴイ、ヤマセミ
	魚類	ニホンウナギ
	昆虫類	キイロサナエ
	陸・淡水 産貝類	ヒロクチコギセル、カタマメマイマイ、ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ
絶滅危惧 II 類 (VU)	植物	スギラン、マツバラシ、サンショウモ、ユノミネシダ、タキミシダ、アイコハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ、ヒノキシダ、イワヤシダ、ニセコクモウクジャク、カツモウイノデ、イズヤブソテツ、ヒロハヤブソテツ、ツクシヤブソテツ、ホオノカワシダ、タカノハウラボシ、アマギカンアオイ、ズソウカンアオイ、ヒトツバテンナンショウ、アギナシ、イズドコロ、ナツエビネ、ナギラン、クマガイソウ、ミズトンボ、カゲロウラン、ウチョウラン、ヤマトキソウ、キバナノショウキラン、カキツバタ、ミヤマジュズスゲ、ホソバヒカゲスゲ、ジングウスゲ、アズマガヤ、ミヤマトベラ、コマイワヤナギ、オオヤマツツジ、ヤマジソ、イズコゴメグサ、ムラサキミミカキグサ、ツルギキョウ、キキョウ、アキノハハコグサ、ハチジョウナ、ソナレマツムシソウ、ミシマサイコ
	鳥類	ハチクマ、サシバ、クマタカ、アオバズク、ハヤブサ、イイジマムシクイ
	魚類	アマゴ、アユカケ、ウツセミカジカ
	昆虫類	ウラナミアカシジミ
	陸・淡水 産貝類	マクスジコミミガイ、ヤマトキバサナギガイ
	クモ類	ワスレナグモ
	準絶滅危 惧 (NT)	植物
哺乳類		キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、カヤネズミ
鳥類		イカルチドリ、オオタカ、フクロウ、アリスイ、サンコウチョウ
両生類		アカハライモリ、ツチガエル、カジカガエル、モリアオガエル
昆虫類		コガムシ
陸・淡水 産貝類		ヤマトクビキレガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナタネキバサナギガイ、マシジミ
クモ類		コガネグモ



カテゴリー	名 称	
情報不足 (DD)	植物	モミジカラスウリ
	哺乳類	ヤマネ
	鳥類	ヤマシギ、オオコノハズク、アカコッコ
	爬虫類	ニホンスッポン
	魚類	ドジョウ
	昆虫類	イソハサミムシ、ウミホソチビゴミムシ、コガシラミズムシ、マダラコガシラミズムシ、クロコブセスジダルマガムシ
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	哺乳類	ニホンザル
現状不明 (N- I)	植物	ツクシイヌワラビ、ハチジョウイチゴ、ハマアカザ、ハマベノギク、クマノギク
分布上注目種等 (N- II)	植物	オドリコカグマ、ヒメハシゴシダ、ケホシダ、オキナワハイネズ、モクレイシ、ウンゼンツツジ、ヒロハコンロンカ、ミツガシワ、ハチジョウアキノキリンソウ
	爬虫類	オカダトカゲ
	魚類	カワムツ、タカハヤ
	昆虫類	コムラサキ
	クモ類	イナズマクサグモ
部会 注目種 (N- III)	植物	ミゾシダモドキ、ウスバミヤマノコギリシダ、ヌカイタチシダモドキ、バリバリノキ、アマナ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、シュスラン、キボウシラン、モロコシソウ
	哺乳類	ニホンリス
	鳥類	ミサゴ
	爬虫類	ニホンヤモリ
	両生類	トノサマガエル、アズマヒキガエル
	魚類	オオウナギ、ガンテンイシヨウジ、テングヨウジ、イッセンヨウジ、ユゴイ、オオクチュゴイ、チチブモドキ、テンジクカワアナゴ、カワアナゴ、タネハゼ、ヒナハゼ、クロコハゼ
	昆虫類	ハネナガイナゴ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、サトキマダラヒカゲ、ヒメジャノメ

絶滅危惧ⅠA類 (CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危機性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類 (EN) ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧 (NT) 存続基盤が脆弱な種

情報不足 (DD) 評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群 (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

現状不明 (N- I) 過去の記録はあるが、その後30年未満の情報の得られていない種

分布上注目種等 (N- II) 絶滅の危険性は少ないが、分布上注目される種

部会注目種 (N- III) その他各部会で注目すべきと判断した種

※ 静岡県レッドデータブック掲載の生息分布図にて、メッシュが下田市にかかる場合に該当するものとした。

(まもりたい静岡県の野生生物2020-静岡県レッドデータブック<植物・菌類編>)

まもりたい静岡県の野生生物2019-静岡県レッドデータブック<動物編>

### 第3節 / 生活環境

公害\*苦情件数は10年間の平均で18件となり、主に農業系の野焼きによるものでした。微小粒子状物質（PM2.5\*）の基準値超過日はありませんでしたが、光化学オキシダント\*は基準超過日が62日発生しました（令和2年度大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県））。河川と海水浴場の水質は良好な状態を保っています。

#### (1) 公害・苦情

過去10年間の種類別の公害苦情件数は以下のとおりです。最も多い大気苦情は、主に農業系の野焼きによるものです。苦情件数は10年間の平均値が18件となっています。

図表2-6 市内の公害苦情件数

区分	種類別処理件数							総数
	大気	水質	騒音	振動	不法投棄	悪臭	その他	
平成23年度	6	2	2	0	7	10	1	28
平成24年度	10	1	2	0	1	2	1	17
平成25年度	9	2	1	0	0	1	0	13
平成26年度	9	3	1	0	2	0	0	15
平成27年度	13	3	0	0	4	1	0	21
平成28年度	11	2	0	0	6	2	0	21
平成29年度	9	1	2	0	2	0	0	14
平成30年度	3	1	1	0	3	0	0	8
令和元年度	11	2	1	0	5	2	0	21
令和2年度	9	2	0	1	6	2	2	22

#### (2) 大気

大気汚染は工場から排出される二酸化硫黄\*・浮遊粒子状物質\*や自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素、またこれらの物質から生成される微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントなどが原因となっています。これらの汚染物質には、人の健康を保護する上で望ましい基準として環境基準\*が設けられています。本市では微小粒子状物質と光化学オキシダントについて測定局があり、微小粒子状物質は年平均、日平均とも基準値以内ですが、光化学オキシダントは基準（昼間の1時間値が0.06ppm）超過日が62日ありました（令和2年度大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県））。

### (3) 水質

本市では、河川の水質について17河川22箇所で、毎年、測定を行っています。このうち稲生沢川本流が環境基準に係わる河川A（環境基準値（生物化学的環境基準（BOD\*）：2mg/L））に指定されており、概ね基準を満足しています。その他の河川についても、おおよそ良好な水質を維持していることがわかります。

また、海水浴場の水質については、市内9箇所（白浜中央、白浜大浜、外浦、九十浜、鍋田浜、多々戸浜、入田浜、吉佐美大浜、田牛）の全てで最高ランクのAA（判定基準：糞便性大腸菌群数不検出、油膜なし、COD2mg/L以下、透明度1m以上）（令和3年度海水浴場の水質調査の結果について（静岡県））と発表されています。



市内の溪流

図表2-7 市内の河川水質調査結果（生物化学的環境基準（BOD））

（単位：mg/L）

河川名	調査地点	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
須郷川	根岸橋	0.6	0.6	1.3	0.6	0.5	1.2	1.2
稲梓川	目金橋	0.5	0.5	1.9	0.7	0.5	1.4	0.9
	宮渡戸橋	0.5	0.7	2.3	0.7	0.5	0.8	0.8
稲生沢川	湊の上	0.6	0.3	2.6	0.6	0.7	0.7	0.8
	本郷橋	0.7	0.5	2.1	1.1	0.7	0.8	1.0
	山善河岸	0.9	0.8	1.6	2.4	0.9	0.8	1.4
平滑川	霊仙橋	2.3	2.5	2.4	2.3	3.3	1.9	1.9
敷根川	道玄橋	1.0	2.0	1.6	2.5	1.7	2.0	3.1
宮前川	神社前	0.9	3.7	2.3	2.0	1.2	1.8	2.4
外浦川	外浦橋	4.2	1.7	-	1.2	0.5	1.0	1.1
大賀茂川	宮の後橋	0.5	1.0	1.6	1.7	1.5	1.5	1.5
	朝日橋	1.3	0.9	1.9	2.4	1.6	1.3	1.6
	ハマボウブリッジ	1.9	1.2	2.4	1.8	2.2	1.5	1.4
田牛川	漁協前	0.5	1.0	1.7	1.0	0.9	1.1	1.6
蓮台寺川	大沢口	0.5	-	1.2	1.1	0.8	1.6	1.1
加増野川	山神橋横	0.5	-	1.2	0.8	0.9	0.6	1.6
桧沢川	桧沢	0.7	-	0.6	0.8	4.4	1.3	0.7
大塚川	加増野	-	-	-	-	-	-	0.8

※ 桂、奥条、上大沢、大棟川については検査項目が異なるため除く。

※ 大塚川については、令和2年度より追加

※ 検出下限値は0.5mg/L（静岡県）

#### (4) 騒音・振動・悪臭など

令和2年度大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）によれば、騒音は自動車騒音の常時監視として実施されています。測定は測定点での実測による評価（市内1箇所）と面的評価（一定の区間ごとに道路沿道（50m以内）に立地する全ての住居等の騒音レベルを推計し環境基準値を超過する戸数及び割合で評価、市内3箇所）にて実施しています。これによると、実測評価は昼夜とも基準を達成しています。面的評価は、国道135号においては昼夜達成95.8%、国道136号においては昼夜達成100%、国道414号においては昼夜達成100%となっています。

振動及び悪臭の測定はしていませんが、本市では敷地境界線における規制基準として臭気指数15（道路沿道の空気、デパートの化粧品売場の臭い）を導入しています。

#### (5) 公園・緑地

市内には下記の公園が整備されており、散策や憩いの場として市民に親しまれています。

図表2-8 市内の公園一覧

（単位：㎡）

種別		公園名	面積
住区基幹公園	街区公園	立野公園	3,001
〃	〃	小山田公園	3,201
〃	〃	中村東公園	1,966
〃	〃	中村中央公園	4,352
〃	近隣公園	本郷公園	24,400
都市基幹公園	総合公園	下田公園	264,978
〃	〃	敷根公園	118,617
その他	都市緑地	ベリー上陸記念公園	729
〃	〃	汐見台公園	3,573
〃	〃	弁天橋ボードウォーク	419
〃	〃	大工町プレイス	97
〃	〃	しだれ桃の里公園	750
〃	〃	天神公園	365
〃	〃	子育て地藏広場	338
合 計			426,786

（下田市統計書）



## (6) 歴史、文化財

本市の文化財（史跡、名勝、天然記念物\*）のうち、環境に関係のあるものを以下に示します。

図表2-9 国指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
史跡	神子元島燈台	神子元島	昭和44年7月25日
天然記念物	八幡神社のイスノキ	下田市吉佐美	昭和16年2月28日
〃	伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地	下田市白浜	昭和20年2月22日

(下田市統計書)

図表2-10 県指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
天然記念物	田牛ハマオモト自生地	下田市田牛	昭和27年4月1日
〃	白浜神社のビャクシン樹林	下田市白浜	昭和44年5月30日
〃	偽層理	下田市柿崎	昭和54年11月19日
〃	報本寺のオガタマノキ	下田市加増野	昭和57年11月26日
〃	爪木崎の柱状節理	下田市須崎	昭和57年11月26日

(下田市統計書)

図表2-11 市指定文化財

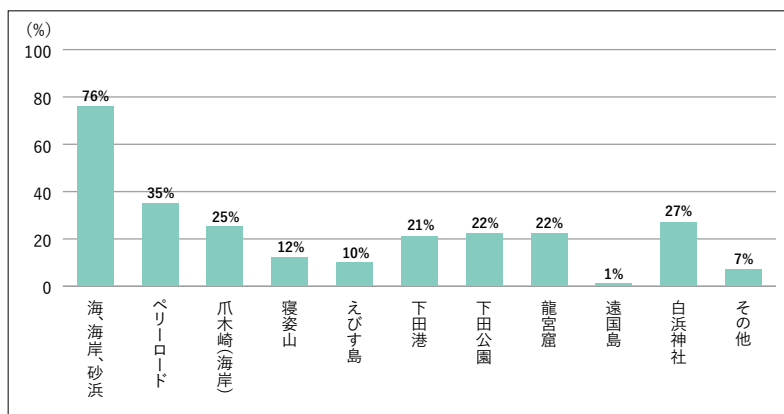
種別	名称	所在地	指定年月日
史跡	三穂ヶ崎遺跡	下田市白浜	昭和49年3月20日
〃	洗田遺跡	下田市吉佐美	昭和49年3月20日
〃	夷子島遺跡	下田市須崎	昭和49年3月20日
〃	遠国島遺跡	下田市田牛	昭和49年3月20日
〃	火達山遺跡	下田市白浜	昭和49年3月20日
〃	下田御番所跡	下田市三丁目	昭和51年5月27日
〃	欠乏所跡	下田市三丁目	昭和51年5月27日
天然記念物	はまぼう樹林	下田市吉佐美	昭和44年4月25日
〃	大公孫樹	下田市横川	昭和46年9月6日
〃	ヒカリモ	下田市須崎	昭和48年10月6日
〃	枝垂桜	下田市加増野	昭和51年5月27日
〃	山ざくら	下田市堀之内	昭和51年5月27日
〃	しもだまいまい	市内全域	昭和51年5月27日
名勝	爪木崎-俵磯海岸	下田市須崎	昭和51年5月27日
〃	タライ岬-釜の浦海岸	下田市田牛	昭和51年5月27日

(下田市統計書)

(7) 景観

本市には、白い砂浜、緑豊かな山々、清らかな川の流れなどの美しい自然があります。また、昔ながらの情緒あふれる温泉場、幕末から近代にかけての歴史や伝統を感じさせるまちなみや建造物、開国にまつわる名所・史跡、地域の歴史や文化を伝える祭りなども数多く残っています。そこで2007（平成19）年4月1日、景観法に基づく「景観行政団体」（景観法に位置づけられた景観の形成や育成を推進できる団体）となり、「下田市景観計画」の策定を進め、2009（平成21）年12月に「下田市景観計画」を策定、下田市景観計画に併せて、2010（平成22）年7月1日、「下田市景観まちづくり条例」が施行されています（最新の改正は2015（平成27）年6月30日）。

なお、本計画策定にあわせ実施した将来に残していきたいと思う環境や場所についてのアンケート（2020（令和2）年7～8月実施）結果では、「海、海岸、砂浜」が76%で最も多く、次いで「ペリーロード」35%、「白浜神社」27%となりました。



図表2-12 将来残していきたいと思う環境や場所（市民）



ペリーロード

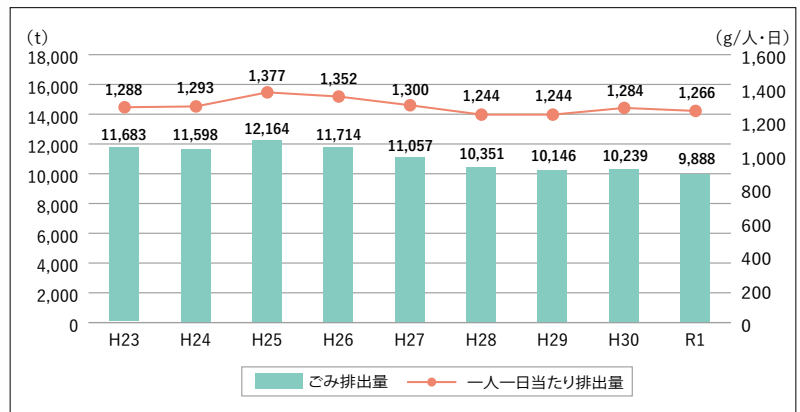
## 第4節 / 資源の循環

本市のごみ排出量は年々減少傾向にある一方、一人一日当たりの排出量は横ばいで、国や県の平均値と比較して多い状況にあり、更にリサイクル\*率も国や県の平均値と比較して下回っています。不法投棄については、県と協力し防止パトロールを年に2回実施しているものの、毎年数回程度発生しています。本市は将来的にごみ処理を近隣自治体と共同で実施することを検討しており、今後はこれらの対策や調整も必要になってきます。

### (1) ごみの処理

#### ① ごみ排出量

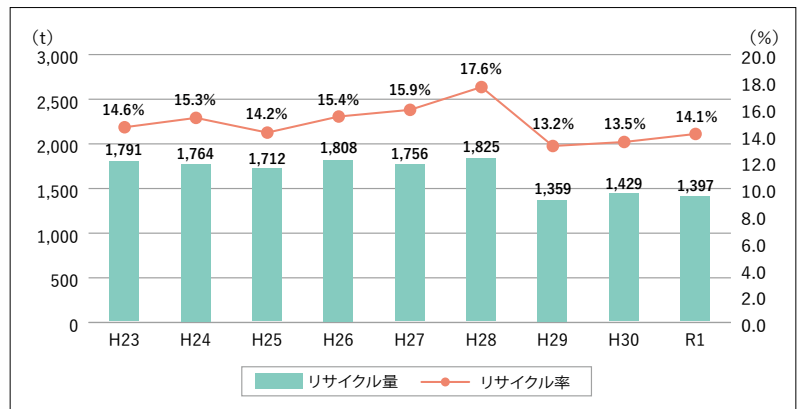
本市のごみ排出量は年々減少傾向にあります。一般にごみ排出量は人口の増減と比例しているといわれているため、一人一日当たりの排出量でみると横ばい傾向にあることがわかります。2019（令和元）年度における一人一日当たり排出量は1,266g/人・日で、静岡県平均885g/人・日、全国平均916g/人・日と比較すると、県平均・全国平均よりも多くなっており、本市では、宿泊業や飲食店等の占める割合が高いことが要因として考えられます。



図表2-13 ごみ排出量と一人一日当たり排出量（環境対策課）

#### ② リサイクル量

リサイクル量は減少傾向ですが、こちらも人口と比例関係にあるため、リサイクル率でみると14~15%で横ばいとなっています。2019(令和元)年度におけるリサイクル率の静岡県平均は18.2%、全国平均は19.6%で、県平均・全国平均を下回っています。

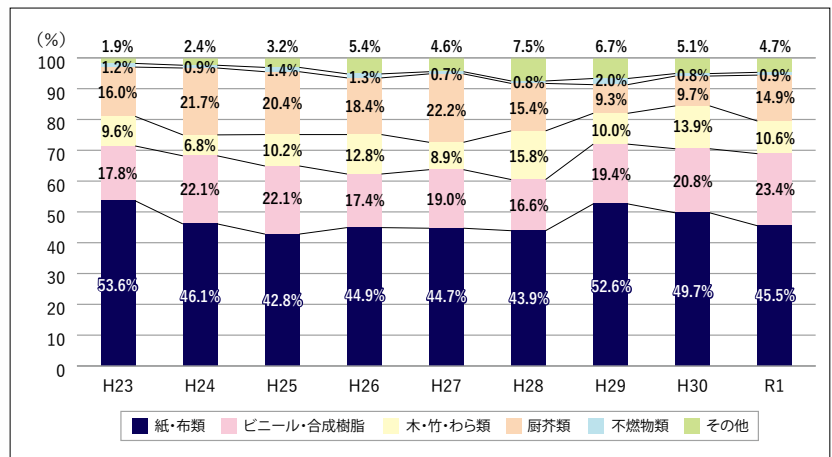


図表2-14 リサイクル量とリサイクル率（環境対策課）



③ ごみ組成

本市では、毎年、市民の排出したごみの組成調査を行っています。調査方法は清掃センター内のピットにあるごみをクレーンで引き上げて実施しています。これによると紙・布類は減少傾向で、厨芥類が増加傾向にあります。

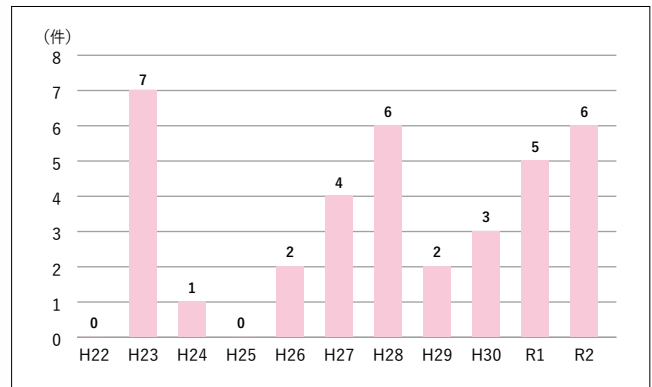


図表2-15 ごみ組成調査の結果（環境対策課）

(2) 不法投棄・美化活動

① 不法投棄

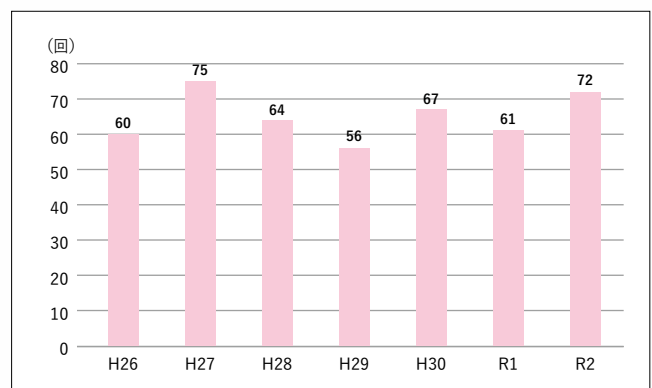
廃棄物を人目の付きにくい山間地などに投棄する不法投棄は、景観の阻害だけでなく、有害物質の漏洩による生態系や人の健康への影響が懸念されます。本市では、年2回、県と協働した不法投棄防止パトロールや不法投棄防止看板の提供等を実施しています。本市における不法投棄の年次件数は右グラフのとおりです。



図表2-16 不法投棄件数（環境対策課）

② 美化活動

毎年、各地区において清掃作業や奉仕作業、ボランティア団体による美化活動が行われています。また、河川海岸愛護事業として、県の補助金を活用し、良好な環境を保全するため、河川や海岸の清掃を行っています。



図表2-17 奉仕作業件数（環境対策課）



## 第5節 / 地球環境

地球温暖化による影響は本市でも確認されており、石廊崎特別地域気象観測所の年平均気温は年々上昇傾向にあります。本市では住宅用太陽光発電システムの補助制度を実施しておりますが、年々件数が減っています。国の2030（令和12）年に温室効果ガス46%削減目標達成のためにも、温室効果ガス削減のための取組が望まれます。

### (1) 地球温暖化

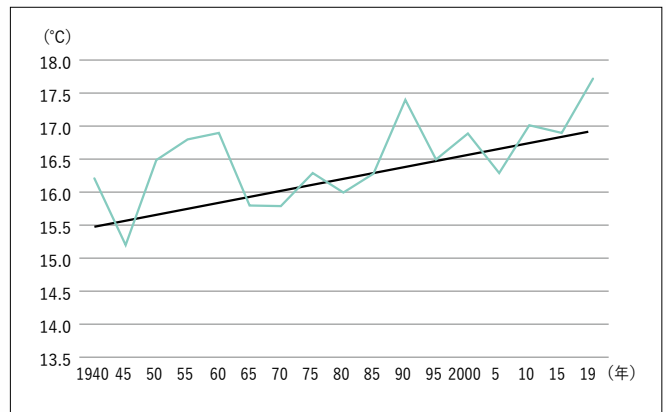
#### ① 気温の上昇

人間の活動に伴う温室効果ガス（主には二酸化炭素）の排出により、地球の気温が年々上昇する地球温暖化、またそれに伴う大規模な異常気象が地球規模の問題となっています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021（令和3）年）では、世界平均気温は工業化前と比べて既に約1.09℃上昇しており、このままでは2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い最悪のシナリオの場合には最大5.1℃、海面が最大101cm上昇すると発表しました。

本市の観光資源である砂浜や美しい海洋生物も大きな影響を受ける恐れがあります。

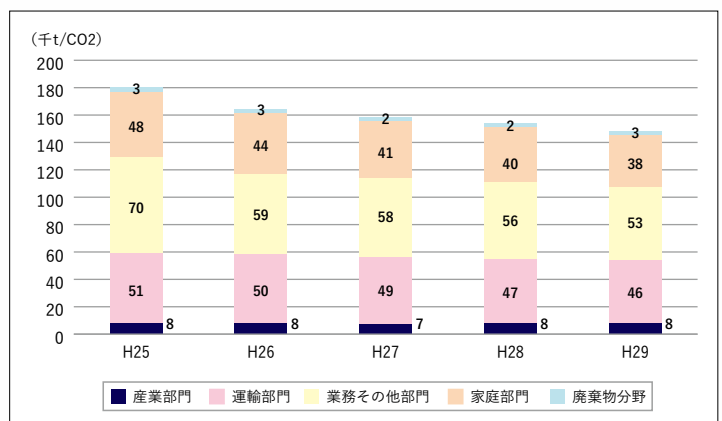
右のグラフは本市に最も近い石廊崎特別地域気象観測所の1940（昭和15）年から直近の2019（令和元）年までの年平均気温の推移ですが、気温が上昇傾向にあることがわかります。



図表2-18 石廊崎特別地域気象観測所の年平均気温の推移（気象庁）

#### ② 下田市の温室効果ガス排出量

本市からの温室効果ガス排出量（過去5年間の推移）を見ると、2013（平成25）年の180千t/CO<sub>2</sub>から毎年少しずつ減少し、直近年度では148千t/CO<sub>2</sub>となりました。直近年度である2017（平成29）年度の内訳では、業務その他部門が53千t/CO<sub>2</sub>（35.8%）で最も多く、次いで運輸部門46千t/CO<sub>2</sub>（31.3%）、家庭部門38千t/CO<sub>2</sub>（25.5%）となり、この3者で排出量の9割以上を占め、残りは産業部門8千t/CO<sub>2</sub>（5.3%）と廃棄物部門（一般廃棄物）3千t/CO<sub>2</sub>（2.1%）となりました。なお、過去5年間はほぼ同様の内訳となっています。

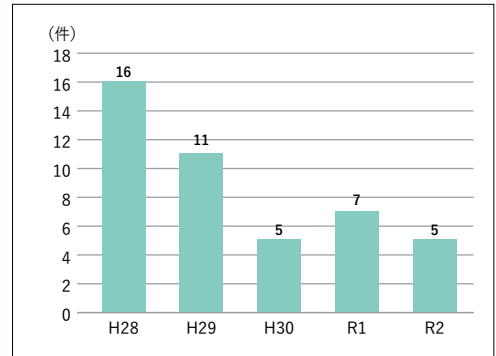


図表2-19 下田市の温室効果ガス排出量（環境省）

(2) エネルギー

① 家庭用太陽光発電システム補助制度

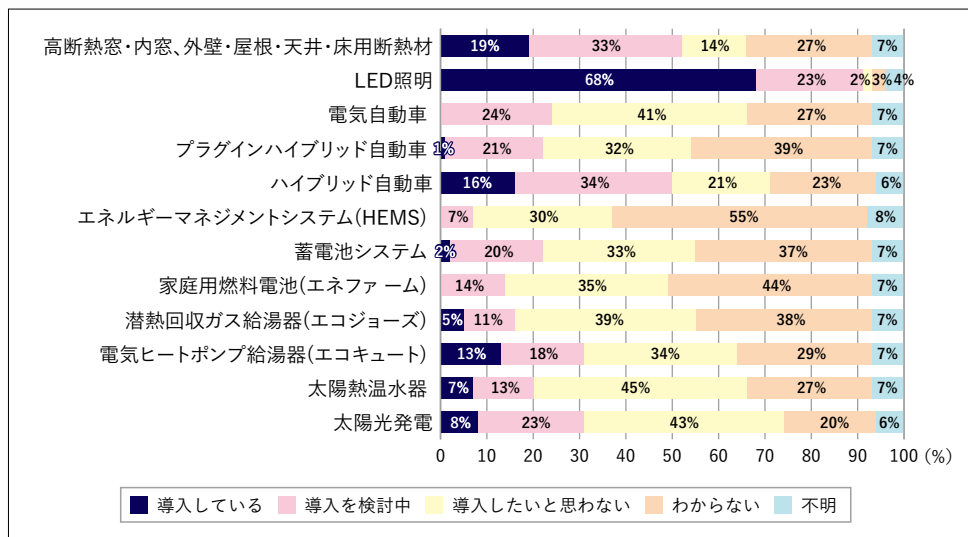
本市では住宅の屋根に設置する太陽光発電システムに補助制度があり、導入補助件数は右のグラフのとおりです。



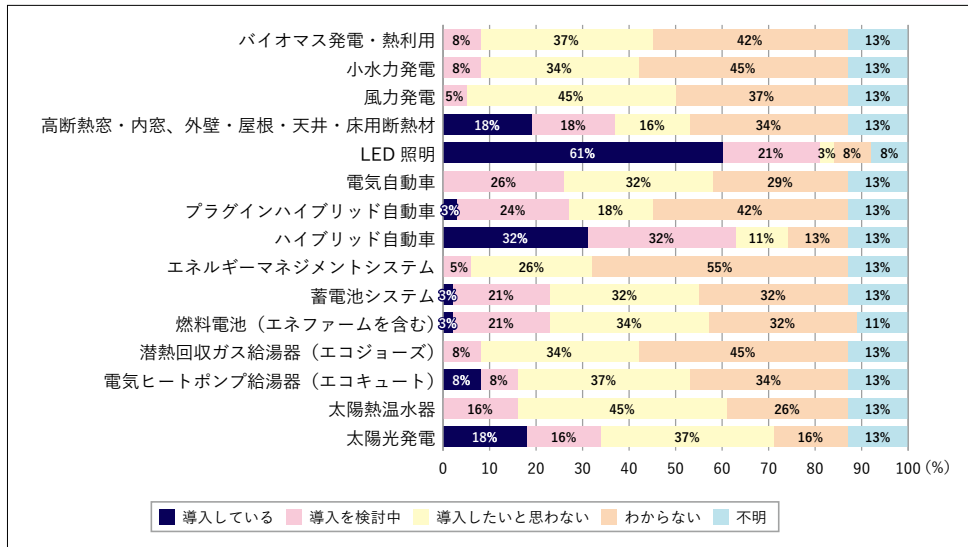
図表2-20 家庭用太陽光発電システム補助件数

② 新エネルギー\*、省エネルギー機器の導入状況

本計画策定にあわせ実施した家庭と事業所における新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況についてのアンケート（2020（令和2）年7～8月実施）結果は以下のとおりです。導入率が高かったのは「LED照明」、「高断熱窓・内窓・外壁・屋根・天井・床用断熱材」、「ハイブリッド自動車」でした。導入を検討中との回答は、家庭では「ハイブリッド自動車」、「断熱材」、「電気自動車」の順で、事業所では「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」の順で高い結果となりました。



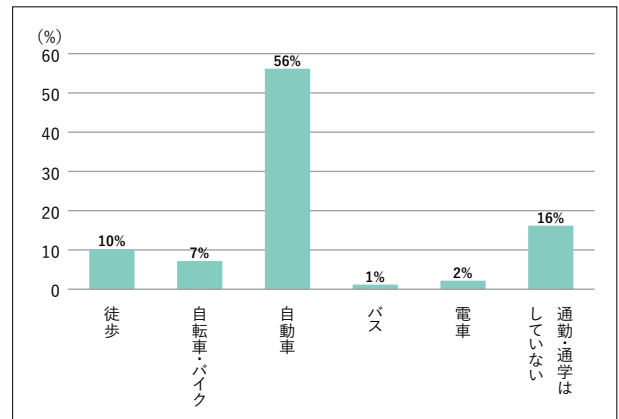
図表2-21 新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況（家庭）



図表2-22 新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況（事業所）

③ 市民の交通手段

本計画策定にあわせ実施した通勤・通学の交通手段についてのアンケート（2020（令和2）年7～8月実施）結果は右のグラフのとおりです。「自動車」が56%と最も多くを占めました。自動車は便利な反面、その他の交通手段と比較して温室効果ガスの排出が多いため、エコドライブ\*等、環境に配慮した運転を心掛けることが重要です。



図表2-23 市民の交通手段



## 第6節 / 環境教育・環境活動

本市では環境教育や活動に取り組んではいるものの、内容や回数は十分とは言えません。

また、美しいまちづくりを目指すための取組について、市民への情報提供が不足しています。

今後も関係団体と協力しながら、社会状況を考慮した環境教育・活動を検討し、市民への情報発信を強化する必要があります。

### (1) 環境教育、環境活動

自然環境の保全や環境問題の解決のため、出前講座や環境保全に関する広報活動、社会科見学の受け入れや自然環境の体験学習などが実施されています。また、各学校においても、下田の歴史や文化の学習やジオパーク学習にも取り組んでいます。



社会科見学



海の環境しらべ隊



天草砂振り



ジオ学習



## 第7節 / 前計画の検証と評価

第1次計画では、各主体の取組のほか、市民ワークショップにより、3つの重点取組項目と17の数値目標が設定されました。本節ではこれらの達成状況を確認します。

### (1) 重点取組項目の達成状況

前計画で設定された3つの重点取組項目について、その取組の内容、検証、評価をした結果を以下に示します。

#### 1) 重点取組項目1「自然環境保全による観光力の強化」

##### (取組内容)

本市は観光業が盛んな街であり、その特徴は、夏季の海・海岸等のレジャー、また本市の80%以上を占める豊かな森林を代表とした自然環境に由来するものが多いです。しかしながら、世界的な不況や高齢化により、自然環境は荒廃しつつあるため、自然環境の保全を行うことで、地域の雇用を創出し、もって本市の観光の活性化を図る必要があります。

##### (検証)

- ・2018（平成30）年にユネスコ世界ジオパークとして伊豆半島が認定されました。
- ・海水浴場水質調査（環境省水・大気環境局）によれば、2010（平成22）年度の本市内の海水浴場は全て水質Aでしたが、2021（令和3）年度の同調査（静岡県くらし・環境部環境局）では、すべての地点が水質AAの最高ランクとなりました。
- ・2010（平成22）年度と今回実施の市民アンケートの比較によれば、「環境に対する満足度」のうち、「海や川のきれいさ」は、2010（平成22）年度は「満足」13%と「やや満足」31%の合計は44%でしたが、令和2年度は「満足」38%と「やや満足」38%の合計で76%と大きく改善しました。
- ・2010（平成22）年度と今回実施の市民アンケートの比較によれば、「行政に期待する施策」は、「優れた自然景観の保全」は44%（2010（平成22）年度）から57%（2020（令和2）年度）へ増加、「森林の荒廃防止」は41%（2010（平成22）年度）から50%（2020（令和2）年度）へ増加しました。また「有害鳥獣対策」は48%（2020（令和2）年度（前回2010（平成22）年度）は項目なし）と高い傾向にあります。

##### (評価)

河川や海の水質が、水質検査の結果では向上しており、さらに市民アンケートにおいても水質の向上を感じている意見が多いことから、本市の財産である海が改善されたことが推察されます。

一方、森林や里山\*については、アンケート結果より、荒廃が進んでいることが推察されます。豊かな海は豊かな森が育むものであり、本市の豊かな海の保全のためにも森林や里山の適正な管理を実施していく必要があります。

## 2) 重点取組項目2「環境の意識向上と情報PR」

### (取組内容)

本市及び近隣市町では、自治体による環境のイベントや取組が行われ、環境保全等を主目的とした市民団体やNPO\*が存在します。しかしそれぞれの協力やリンクがされておらず、個々の開催にとどまっているため、行政は協議会の発足等これらを繋ぐ役割を担い、活動を活性化させ、環境意識の向上や情報PRを図ります。

### (検証)

- ・本市では、自治体主催による環境のイベントは実施しませんでした（2020（令和2）年度）
- ・行政による協議会の発足はありませんでした。
- ・2010（平成22）年度と今回実施の市民、中学生アンケートの比較によれば、「環境の満足度」のうち、「環境情報の入手のしやすさ」は2010（平成22）年度と2021（令和3）年度はともに、「満足」と「やや満足」の合計は15%と低い状況にありますが、中学生では51%と高い傾向となりました（前回（2010（平成22）年度）は項目なし）。
- ・今回実施の市民アンケートによれば、「行政に期待する施策」は、「環境に関する教育の充実」が21%でした。
- ・2010（平成22）年度と今回実施の市民アンケートの比較によれば、「家庭で取り組んでいる環境保全に関する項目」のうち、「環境問題セミナーへの参加」は、「行っている」と「時々行っている」の合計は10%から3%へ減少、環境関連イベントへの参加は15%から5%へ減少しました。

### (評価)

検証の結果より、市民に対する環境情報の提供、環境学習会やイベントの実施がされていないまたは少ないものと推察します。中学生アンケートでは、学校での環境教育が実施され、その効果が出ているものと考えられますが、地域や近隣市町の関連団体・企業等と協力したイベントの開催が望まれます。

## 3) 重点取組項目3 「魅力的な街づくりによる環境活動の活性化」

**(取組内容)**

我が国の抱える課題のひとつである人口減少は本市においても同様で、地域活性化や環境活動を阻害する要因です。海や温泉等豊富な自然環境を改善し、人が集まるまちづくりをし、人口増加を促し、活動の活性化（海産物を活かした事業、環境・自然を学ぶ教育体制の構築、元気な高齢者による活動等）を図ります。

**(検証)**

- ・下田まち遺産の認定件数は0件から156件に増加しました。
- ・2018（平成30）年にユネスコ世界ジオパークとして伊豆半島が認定されました。
- ・海水浴場水質調査（環境省水・大気環境局）では、2010（平成22）年度の本市内の海水浴場は全て水質Aでしたが、2021（令和3）年度と同調査（静岡県くらし・環境部環境局）では、すべての地点が水質AAの最高ランクとなりました。
- ・2010（平成22）年度と今回実施の市民アンケートの比較によれば、「環境に対する満足度」で、「海や川のきれいさ」は、2010（平成22）年度は「満足」13%と「やや満足」31%の合計は44%でしたが、2020（令和2）年度は「満足」38%と「やや満足」38%の合計で76%と大きく改善しました。
- ・2010（平成22）年度と今回実施の市民アンケートの比較によれば、「行政に期待する施策」は、「優れた自然景観の保全」は44%（2010（平成22）年度）から57%（2020（令和2）年度）へ増加、「森林の荒廃防止」は41%（2010（平成22）年度）から50%（2020（令和2）年度）へ増加しました。また「有害鳥獣対策」は48%（2020（令和2）年度（前回（2010（平成22）年度）は項目なし））と高い傾向にあります。

**(評価)**

河川や海の水質が水質検査の結果では向上しており、さらに市民アンケートにおいても水質の向上を感じている意見が多いことから、本市の財産である海の環境が改善されたことが推察されます。

(2) 数値目標の達成状況

※ 各表中、「～に満足している市民の割合」については、本計画策定時に実施した市民アンケートの結果を反映させています（基本目標1～7は前回の計画の数値目標）。

**基本目標1** 自然環境を守り、人と自然が共生する美しいまちを目指します

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
海水浴場の水質調査AAの数 (全9箇所)	8箇所	8箇所	9箇所	89%
自然環境の保護・保全に満足している市民の割合	65%	27%	70%	39%

**基本目標2** 下田まち遺産を守り活用し、市民が愛着を持ち、良好な景観が活かされる魅力あるまちを目指します

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
下田まち遺産の認定件数	0件	156件	110件	142%
景観重点地区数	0地区	0地区	2地区	0%
自然や歴史を活かした景観の整備に満足している市民の割合	41%	29%	61%	48%

**基本目標3** 市民の生活環境を保護するために、より良好な居住環境の形成を目指します

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
公害苦情件数	19件	22件	10件	45%
自然・環境問題への優先した取組に満足している市民の割合	36%	17%	56%	30%

**基本目標4** 市民総参加で循環型社会の実現を目指します

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
リサイクル率	15%	15.4%	26%	59%
ごみの量の抑制や資源化・再利用に満足している市民の割合	55%	23%	70%	33%



**基本目標 5** 安全で安定した水の供給に努めます

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
普及率（現在給水人口/行政区域内人口）	96.3%	97.6%	97.5%	100%
石綿管比率（石綿管延長/全管路延長）	9.7%	6.38%	5%	78%
安全な水道水の供給に満足している市民の割合	77%	52%	77%	68%

**基本目標 6** 公共用水域の水質を改善するとともに、地域に適した生活排水処理施設の整備を行い、清潔で快適なまちを目指します

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
公共下水道接続率（水洗化率）（下水道接続済人口/下水道処理区域内人口）	66.9%	71.8%	80.0%	90%
合併浄化槽*設置替整備率（合併処理浄化槽設置数/単独及び合併処理浄化槽の設置数）	10.5%	25.5%	13.1%	195%
下水道や合併処理浄化槽の整備に満足している市民の割合	51%	37%	70%	53%

**基本目標 7** 市民が安心して楽しむことのできる憩いの場を創出します

指標	基準値	現状値	目標値	達成率
	H21	R2	R2	
敷根公園利用者数	97,735人	57,022人	100,000人	57%
身近な公園や緑地の整備に満足している市民の割合	48%	27%	68%	40%

※ 達成率の計算式は削減目標の場合：目標÷実績×100、増加目標の場合：実績÷目標×100

## 第8節 / アンケート結果

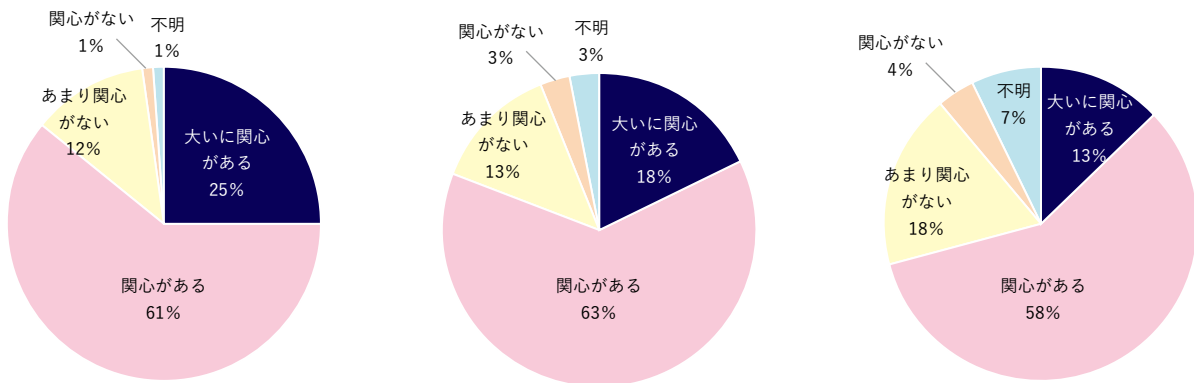
### (1) 市民・事業者の評価

本計画の策定にあたり、18歳以上の市民（無作為抽出）、事業者（無作為抽出）、中学生別でアンケート（2020（令和2）年7～8月実施）を実施しました。

区分	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
市民	740	271	36.6%
事業所	100	38	38.0%
中学生 (3年生)	157	157	100%

#### ① 環境への関心度

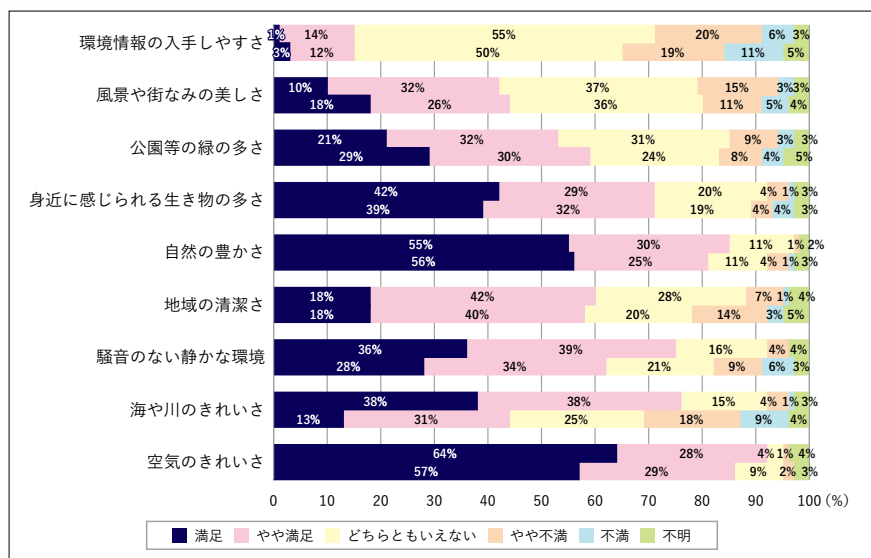
環境への関心度については、市民、事業所ともに「関心がある」と「大いに関心がある」が8割を超えました。



図表2-24 環境への関心度（左から市民、事業者、中学生）

#### ② 環境に関する満足度(市民)

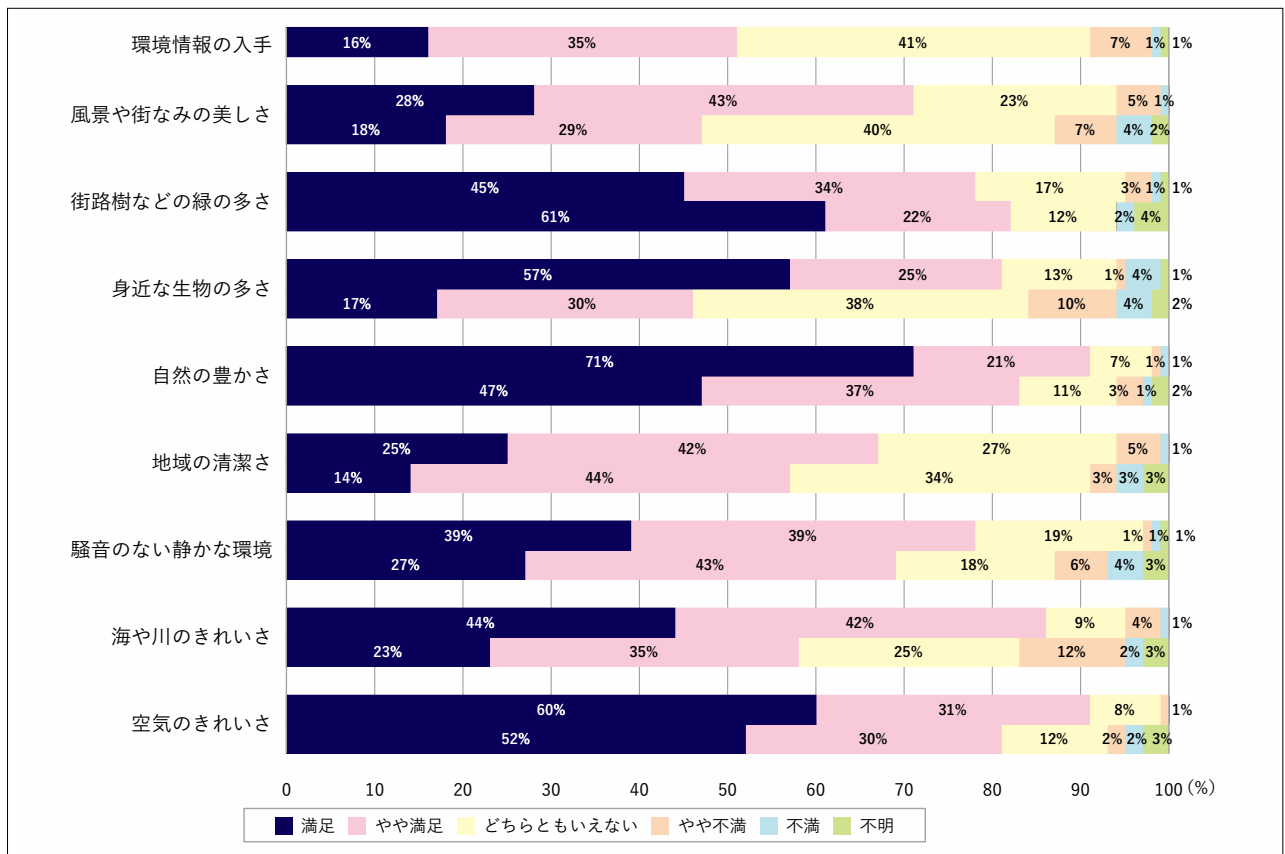
満足とやや満足の合計を前回と比較すると、「海や川のきれいさ」や「騒音のない静かな環境」は前回は大きく上回りました。前回よりも満足度が下がった項目は「風景や街なみの美しさ」、「公園等の緑の多さ」でした。※各項目の下段は前回（2010（平成22）年）の結果



図表2-25 環境に関する満足度（市民）

③ 環境に関する満足度（中学生）

ほぼ全ての項目で、前回と比較して満足度が上昇しています。「風景や街なみの美しさ」は満足とやや満足を合計すると前回よりも大幅に増加傾向にあります。「身近な生物の多さ」は満足の回答が約3倍に増加しました。その他の項目も満足度は高い傾向にあります。「街路樹などの緑の多さ」は前回と比較して減少しましたが、満足・やや満足の合計は約8割と高い傾向にあります。※各項目の下段は前回（2010（平成22）年）の結果

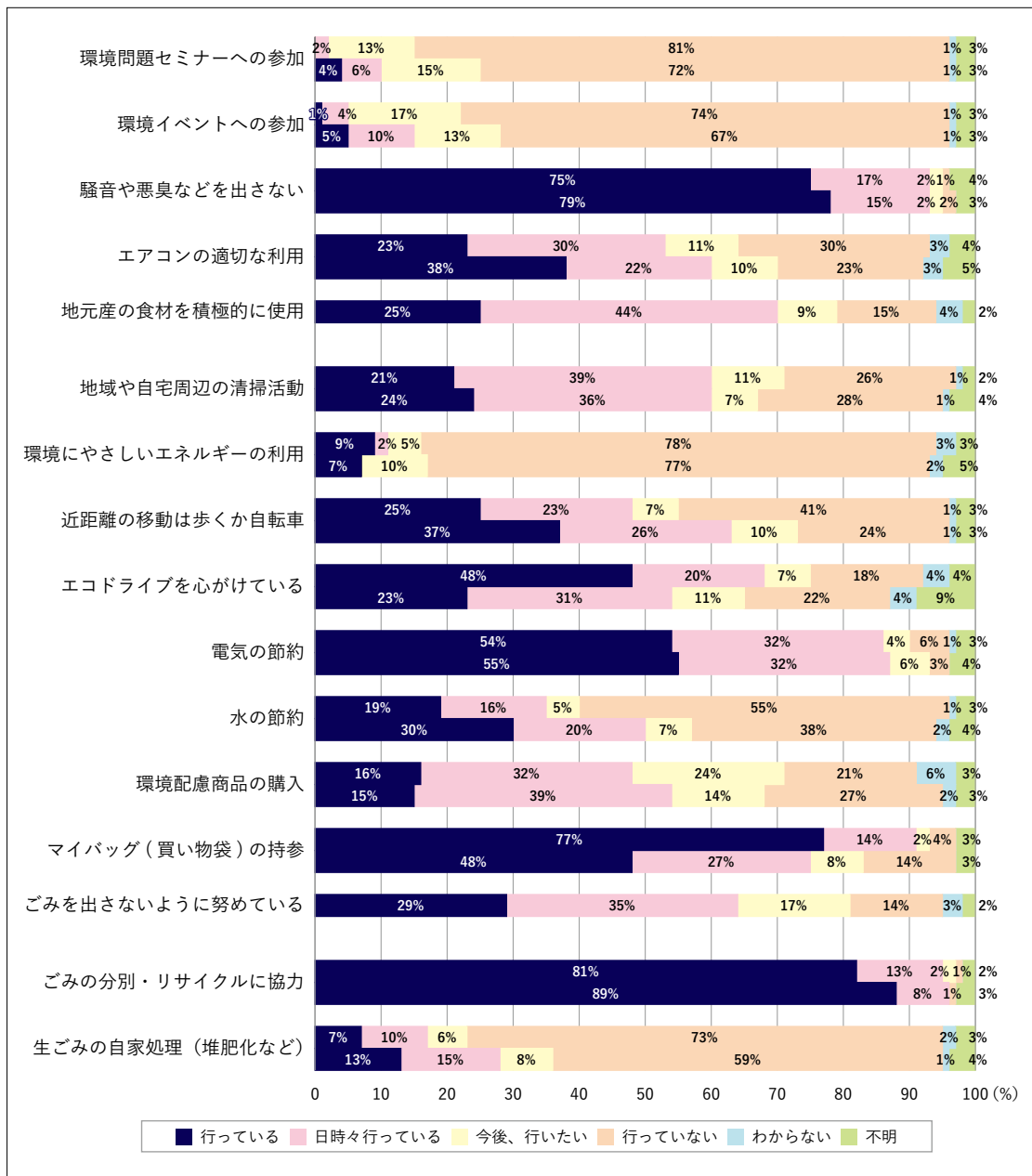


図表2-26 環境に関する満足度（中学生）

(2) 市民・事業者・中学生の取組

① 家庭で取り組んでいる環境保全に関する項目（市民）

「エコドライブを心がけている」と「マイバッグの持参」は前回と比較して行っていると回答した割合が大きく増加しました。「近距離の移動は歩くか自転車」、「水の節約」、「生ごみの自家処理（堆肥化など）」は前回と比較して行っていないと回答した割合が大きく増加しました。近年の夏季の高温化や新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、これまでとは違う新しい生活様式が求められており、家庭では模索段階にあると推察される結果となりました。※各項目の下段は前回（2010（平成22）年）の結果

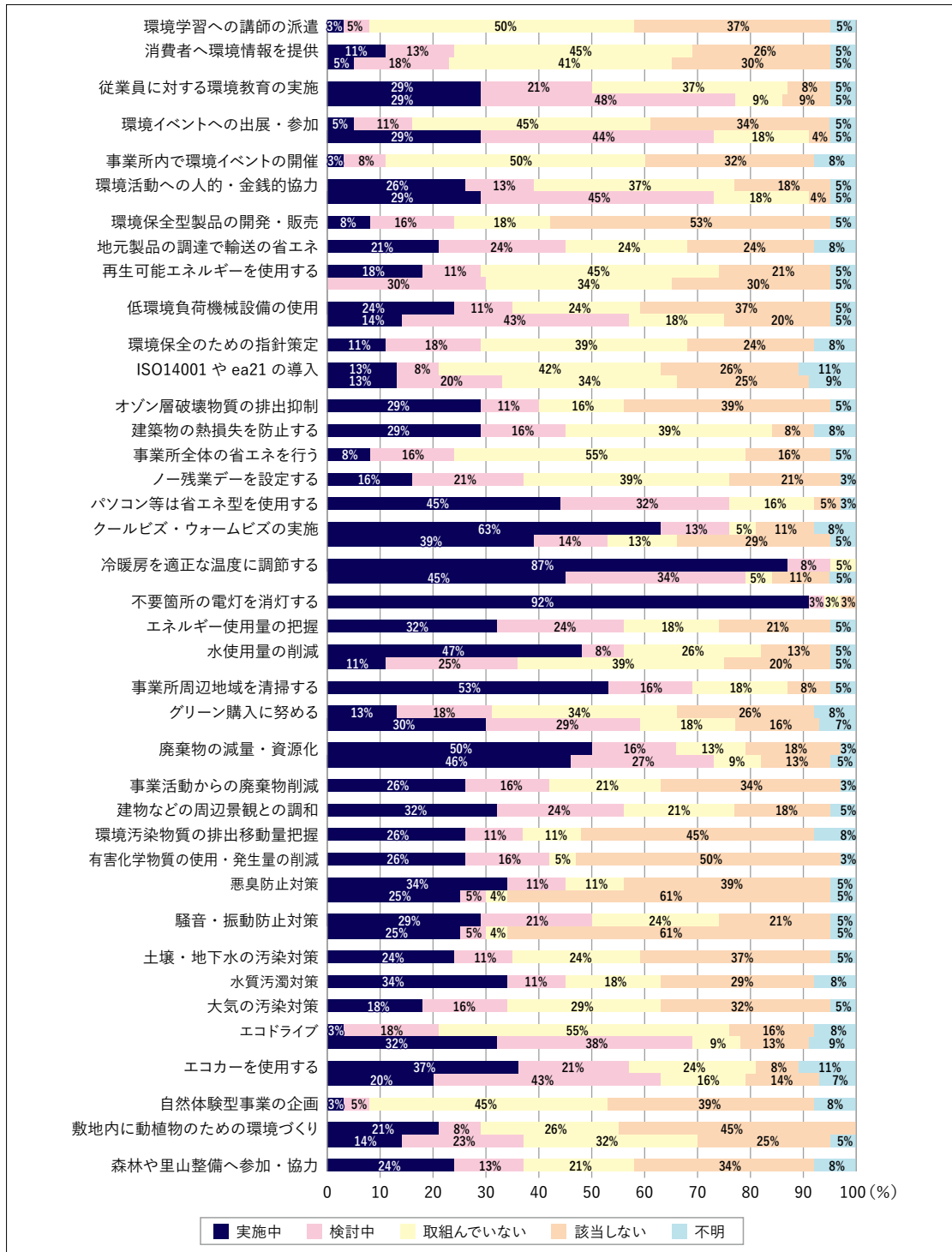


図表2-27 家庭で取り組んでいる環境保全に関する項目（市民）



② 取り組んでいる環境保全・環境汚染対策（事業所）

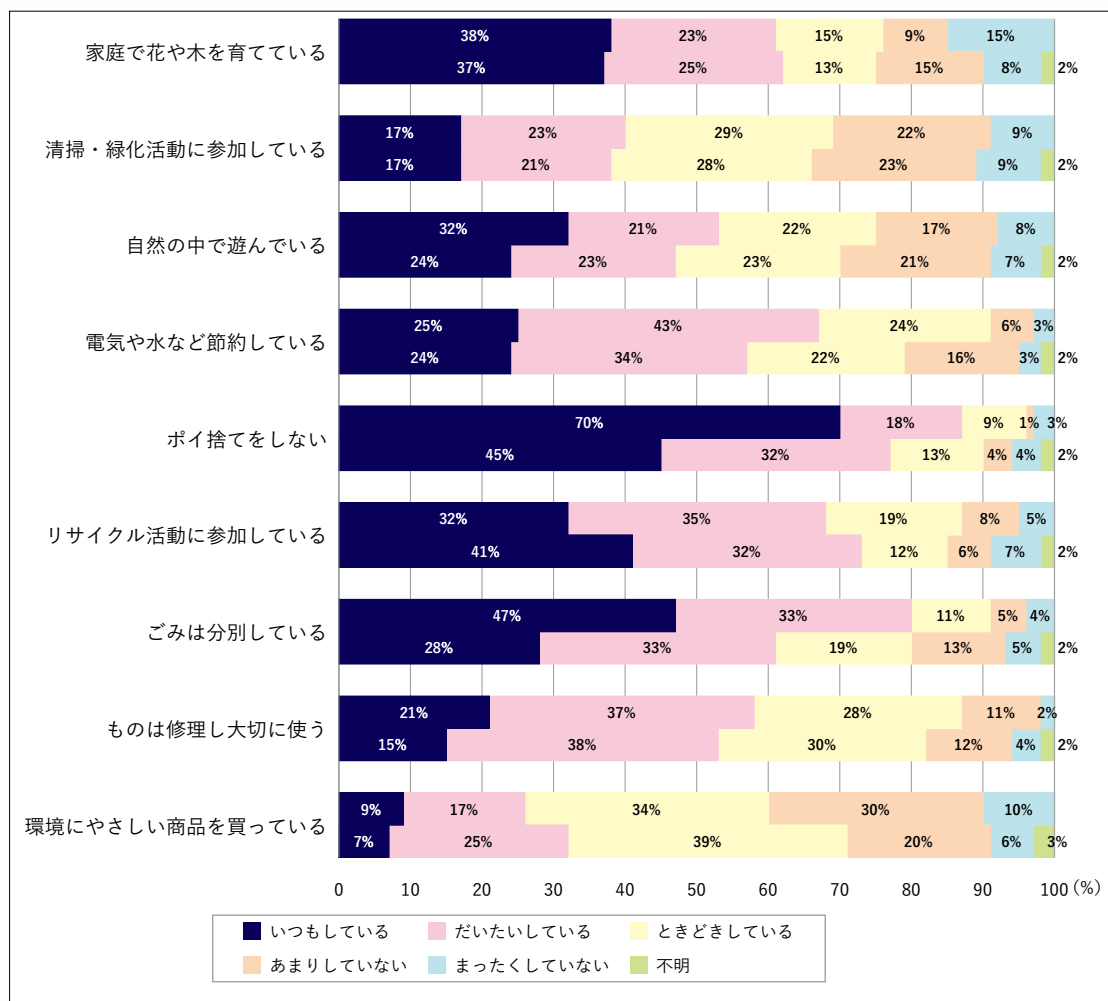
取り組んでいる環境保全・環境汚染対策について伺いました。本項の設問数は39あり、うち新規設問が22でした。※各項目の下段は前回（2010（平成22）年）の結果



図表2-28 取り組んでいる環境保全・環境汚染対策（事業所）

③ 環境へ配慮した生活の度合い（中学生）

「電気や水などを節約している」、「ポイ捨てをしない」、「ごみは分別している」は前回と比較し大きく改善しました。その他の項目も前回と同様か改善傾向にあります。一方、「環境にやさしい商品を買っている」は減少傾向にあり、価格の安い商品の購入等が推察されます。※各項目の下段は前回（2010（平成22）年）の結果

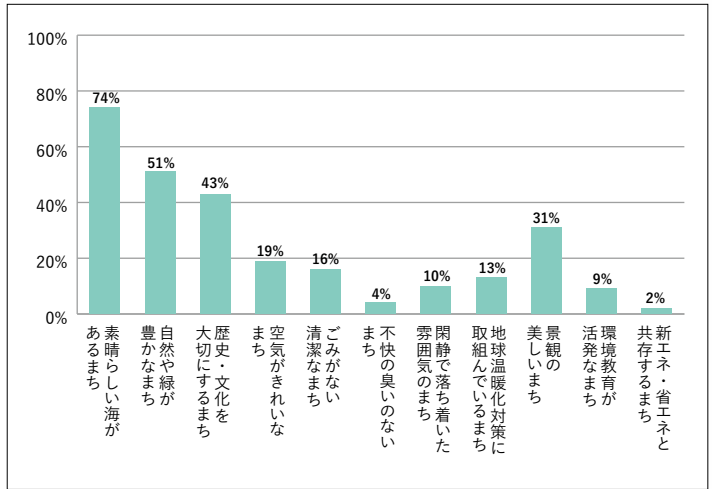


図表2-29 環境へ配慮した生活の度合い（中学生）

### (3) 将来像

#### ① 下田市に望む将来の環境像（市民）

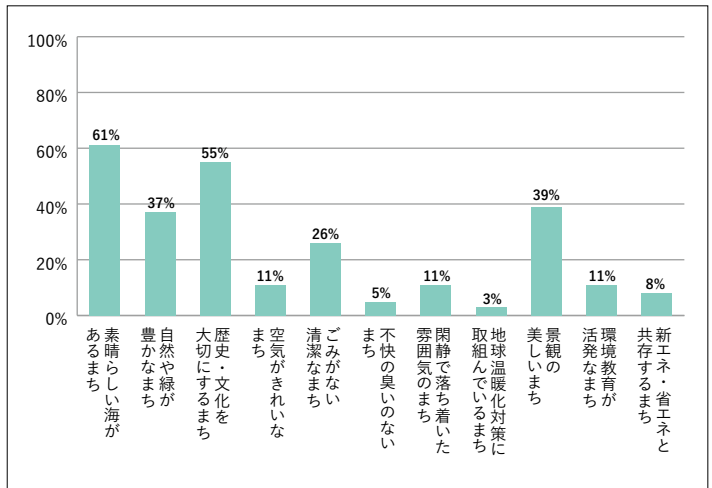
「素晴らしい海があるまち」が74%で最も多く、「自然や緑が豊かなまち」が51%、「歴史・文化を大切にするまち」43%と続きました。



図表2-30 下田市に望む将来の環境像（市民）

#### ② 下田市に望む将来の環境像（事業所）

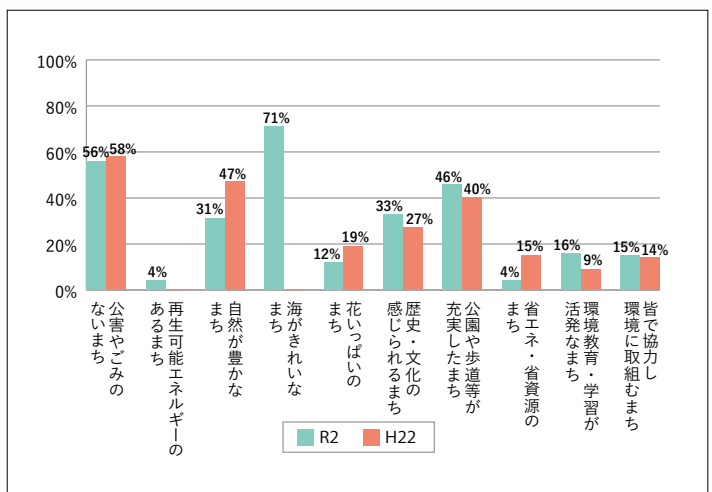
「素晴らしい海があるまち」が61%で最も多く、次いで「歴史・文化を大切にするまち」が55%、「景観の美しいまち」が39%となりました。



図表2-31 下田市に望む将来の環境像（事業所）

#### ③ 環境面から見た将来の理想の下田市（中学生）

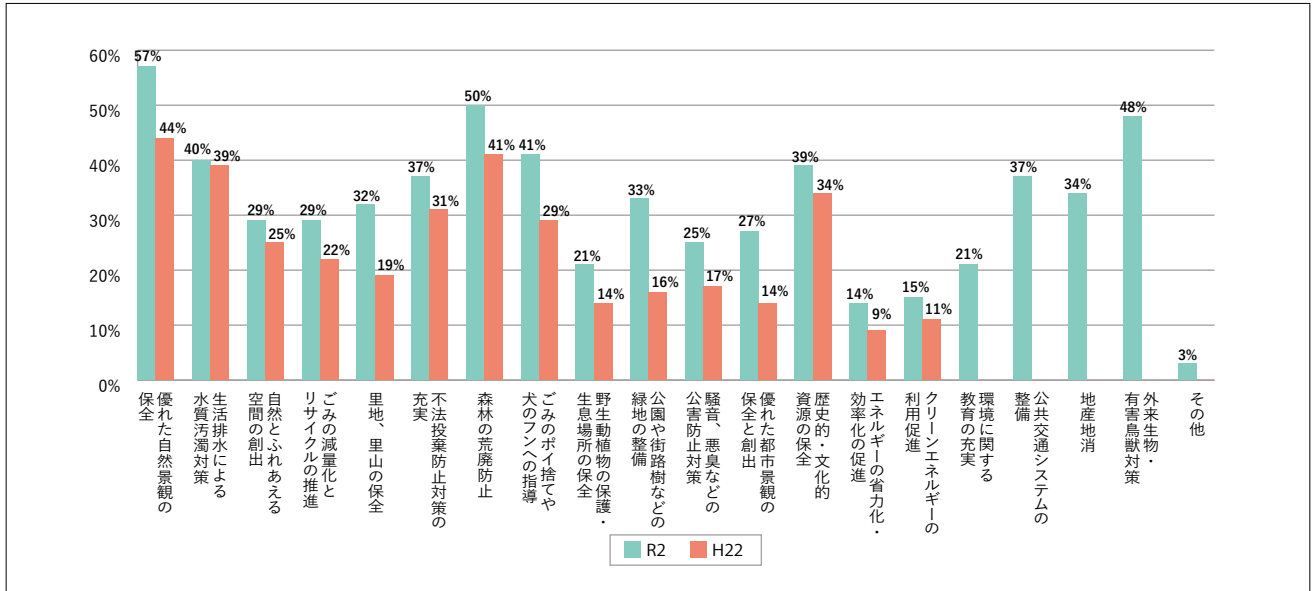
「海がきれいなまち」が71%と最も多く、次いで「公害やごみのないまち」が56%でした。「自然が豊かなまち」、「省エネ・省資源のまち」は減少した一方、「環境教育・学習が活発なまち」、「歴史・文化の感じられるまち」、「公園や遊歩道が充実したまち」は増加しました。※各項目の右側は前回（2010（平成22）年）の結果



図表2-32 環境面から見た将来の理想の下田市（中学生）

④ 行政に期待する施策（市民）

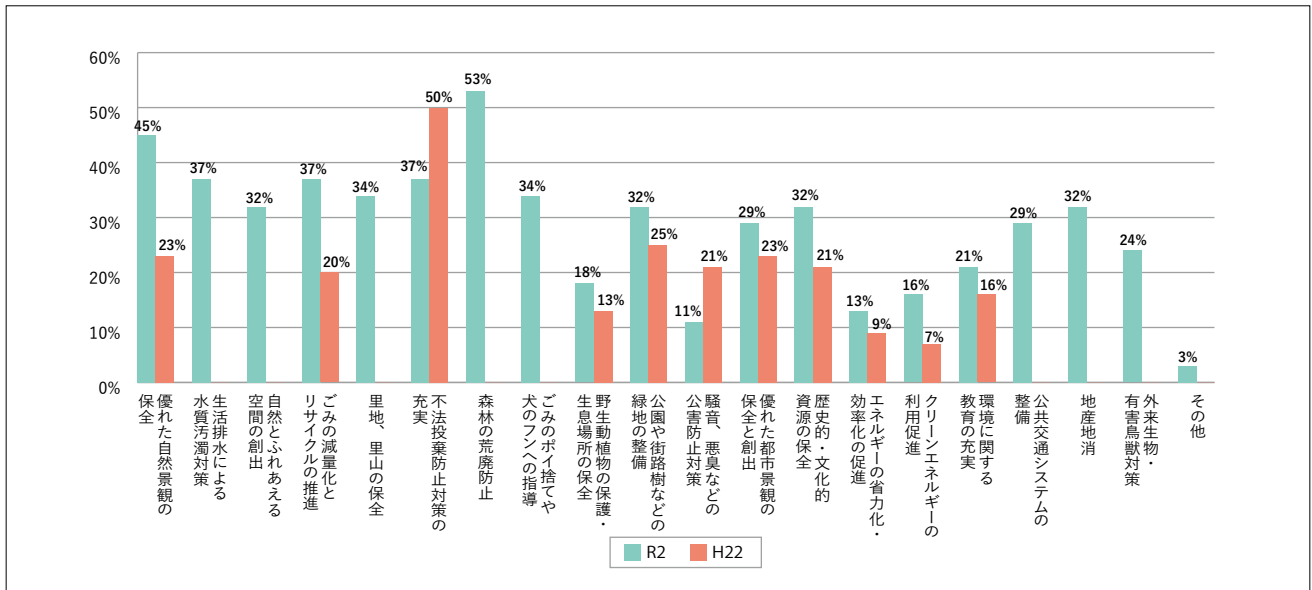
「優れた自然景観の保全」が57%で最も多く、次いで「森林の荒廃防止」が50%、「外来生物・有害鳥獣対策」が48%でした。※各項目の右側は前回（2010（平成22）年）の結果



図表2-33 行政に期待する施策（市民）

⑤ 行政に期待する環境施策（事業所）

「森林の荒廃防止」が最も高く、次いで「優れた自然景観の保全」で、次いで「生活排水による水質汚濁対策」、「ごみの減量化とリサイクルの推進」、「不法投棄防止対策の充実」が同数でした。※各項目の右側は前回（2010（平成22）年）の結果



図表2-34 行政に期待する環境施策（事業所）





第 3 章

計画の目標

## 第1節 / 理念・方針等

### (1) 基本理念

下田市環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する施策を推進して行く上での、「基本理念（基本的な考え方）」を次のように定めています。本計画においても、同条例の基本理念を受け継ぎます。

- 市民が健康でめぐみ豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境を将来の世代への継承
- すべての者が、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展ができる社会の構築
- 地域の特性を生かし、自然と人とが共生できる環境の確保
- 事業活動や日常生活が、地球環境に影響を及ぼすことを考慮し、地球環境の保全及び創造を積極的に推進する義務

### (2) 将来都市像

2021（令和3）年3月に完成した第5次下田市総合計画では基本理念「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、本市の持つ自然や歴史・文化を活用し、市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」のもと将来都市像を以下のように決めました。身近な自然や生物多様性などの自然環境、地球温暖化をはじめとする地球環境問題、ごみやリサイクルなどの循環型社会の形成は、総合計画が進めるまちづくりや市民の健康維持と密接に関連するものであり、総合計画の環境分野を補完する本計画においても総合計画と同じ将来都市像として共有します。

**（将来都市像） 時代の流れを力に つながる下田 新しい未来**

### (3) 基本目標

各環境分野における基本目標は以下のとおりです。

(1) 自然環境	: 自然環境を守り、人と自然が共生する美しいまちを目指します
(2) 生活環境	: 市民の生活環境を保護するために、より良好な居住環境の形成を目指します
(3) 資源循環	: 市民総参加で循環型社会の実現を目指します
(4) 地球環境	: 気候変動抑制のため、地球温暖化防止を目指します
(5) 環境教育	: すべての市民が環境への関心をもつ情報発信・環境教育を目指します

(4) 体系図

将来都市像	環境分野基本目標	環境方針	取組の方向性
時代の流れを力に つながる下田 新しい未来	<b>(1)自然環境</b> ～自然環境を守り、人と自然が共生する美しいまちを目指します～	1 自然環境の保全	① 森林・里山の適正管理と保全 ② 生物多様性の確保 ③ 外来種*や鳥獣被害対策
		2 下田の海の保全	① 海岸環境の保全 ② 河川環境の保全 ③ 水産資源の保全
	<b>(2)生活環境</b> ～市民の生活環境を保護するために、より良好な居住環境の形成を目指します～	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全	① 公害の防止 ② 化学物質対策
		4 景観の保全	① 良好な景観の保全と創造 ② 歴史的文化的環境の保全 ③ 観光資源の保全
		5 公園整備と市街地の緑化促進	① 花と緑を配した憩いの公園整備 ② 緑化の推進
	<b>(3)資源循環</b> ～市民総参加で循環型社会の実現を目指します～	6 4 Rの推進	① 4 R推進の取組
		7 ごみの適正な処理	① ごみの適正な処理・不法投棄対策
	<b>(4)地球環境</b> ～気候変動抑制のため、地球温暖化防止を目指します～	8 地球温暖化防止に向けた取組	① 地球温暖化防止対策の推進 ② 地産地消*
		9 省エネルギー対策と新エネルギーの推進	① 省エネルギー対策 ② 新エネルギー推進
	<b>(5)環境教育</b> ～すべての市民が環境への関心をもつ情報発信・環境教育を目指します～	10 環境教育・学習の推進	① 環境教育・学習の推進 ② 環境に配慮した事業活動の推進
		11 環境情報の提供・発信、ネットワーク構築	① 環境情報の提供・発信 ② 地域団体の活動支援



# 将来の理想の下田市







第 4 章

目標達成のための  
取組内容

## 第1節 / はじめに

本市の目指すべき将来都市像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現のため、環境分野ごとに主体（市民、事業者、行政）別の取組を示します。

また本項では、その取組の実施によって達成や貢献するSDGsの17の目標のうち、関連するものを示し、目標の達成に向けて積極的に取り組みます。

### 各分野での取組と各課の役割について

環境への取組は、担当課だけが実施するものではなく、関係者全員による取組とすることが重要です。担当課は、計画の進行管理上、関係する各課が取組を実施しているか、聞き取り調査等により確認します。

### SDGsと本計画との関わり

SDGsの構造は、開発に向けた意欲目標である17のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的に詳細な169のターゲットで構成されています（図表4-1参照）。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものも含まれています。

「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ（平成29年11月自治体SDGs推進のための有識者検討会）の中で、自治体がSDGsに取り組むことは、短期的に見た生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上に繋がると示されています。このため、第4章の「各分野での取組内容」では、環境方針ごとに関連するSDGsの各目標を示しています。

### 第5次下田市総合計画との整合

2021（令和3）年3月に策定された第5次下田市総合計画は、基本構想を基に8つの基本計画（分野別計画）とその下に掲げられた施策によって構成されています。本計画はこのうち主に分野1「自然環境・生活環境」に該当しますが、それぞれの施策と本計画との整合について、図表4-2に示します。

図表4-1 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

	<p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p><b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p><b>12 つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p><b>8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

図表4-2 第5次下田市総合計画と本計画との施策対応について

総合計画の施策		環境基本計画の取組の方向性
<b>施策1 自然環境の保護・保全</b>		
(1) 貴重な自然環境を保全します	➡	1 自然環境の保全 ①森林・里山の適正管理と保全 2 下田の海の保全 ②河川環境の保全
(2) 地球温暖化対策を推進します	➡	8 地球温暖化防止に向けた取組 ①地球温暖化防止対策の推進 9 省エネ対策と新エネルギーの推進 ②新エネルギー推進
(3) 環境教育・環境学習を推進します	➡	10 環境教育・学習の推進 ①環境教育・学習の推進 11 環境情報の提供・発信、ネットワーク構築 ①環境情報の提供・発信
(4) 水や大気等の環境を保全します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止 ②化学物質対策
<b>施策2 良好な景観の形成・継承</b>		
(1) 良好な景観形成を推進します	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(2) 下田まち遺産を活用します	➡	4 景観の保全 ②歴史的文化的環境の保全
<b>施策3 快適な生活環境の確保</b>		
(1) 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を推進します	➡	2 下田の海の保全 ①海岸環境の保全
(2) 廃棄物の適正処理を推進します	➡	7 ごみの適正な処理 ①ごみの適正な処理・不法投棄対策
(3) ごみの減量化、資源化を推進します	➡	6 4Rの推進 ①4R推進の取組
(4) 犬や猫の適正な飼育を推進します	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(5) 施設の適正な管理・運営を図ります	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
<b>施策4 水道水の安定供給と生活排水の適正処理</b>		
(1) 安定的に水道水を供給します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(2) 水道施設の災害対策を推進します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(3) 下水道事業の健全経営を図ります	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(4) 下水道施設の整備、耐震化を推進します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(5) 合併処理浄化槽の普及・促進を図ります	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
<b>施策5 良好な住環境の整備</b>		
(1) 市営住宅の適正な管理、運営を図ります	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(2) 空家等対策を推進します	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(3) 公園の整備と緑化を推進します	➡	5 公園整備と市街地の緑化促進 ①花と緑を配した憩いの公園整備 ②緑化の促進



## 第2節 / 各分野での取組内容

### (1) 自然環境



#### 1 自然環境の保全

本市は海と山の豊かな自然に囲まれており、それにより農業や漁業など様々な産業に支えられています。一方、貴重な生物の減少や野生鳥獣による被害、海岸浸食等の課題があることも事実です。本市の発展に不可欠な自然環境を保全し、次世代へ繋げます。



##### ① 森林・里山の適正管理と保全（学校教育課、産業振興課）

- ・森林の多面的機能を発揮するための適正な管理をします。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう森林に関する情報提供に努めます。
- ・森林や里地・里山、農地・農業施設などの保全に努めます。
- ・松くい虫、キクイムシなどの病害虫やナラ枯れ\*の適正防除対策を推進します。
- ・県の実施する「森づくり県民大作戦\*」、「しずおか未来の森サポーター」との協調に努めます。
- ・雑木林や竹林の荒廃を防止するための啓発に努めます。
- ・森の力再生事業\*の推進、森林環境譲与税\*を活用した森林整備に努めます。
- ・保安林\*や竹林等の管理を行い、防災林を保全します。
- ・県の作成する「企業の森づくりCSR情報」パンフレットを配布する等情報提供に努めます。
- ・多面的機能支払交付金事業を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- ・国交付金等の活用により、遊休農地の再生利用を促し、農地確保を支援します。
- ・農業や林業に関心のある者を対象とした仕事の内容や就業条件など情報提供を行います。

##### ② 生物多様性の確保（学校教育課、環境対策課、産業振興課）

- ・野生生物の生息する自然環境を守り、希少な動植物の保護・保全に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう生物多様性に関する情報提供に努めます。
- ・自然環境の汚染防止を図り、身近な動植物の保護・保全に努めます。
- ・県など関係機関と連携し、野生鳥獣の違法捕獲や無許可飼養の指導・取締りを行います。

##### ③ 外来種や鳥獣被害対策（環境対策課、産業振興課）

- ・鳥獣被害に対する適切な対処方法の指導を行います。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう外来種や鳥獣被害に関する情報提供に努めます。
- ・特定外来生物による農林業への被害が確認された場合には、外来生物法に基づく防除計画の策定を検討するなど、外来生物の防除に努めます。
- ・外来種生息分布情報を調査、収集し、その情報を公表します。
- ・法令を遵守した安全な狩猟及び駆除、捕獲を促進します。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、シカやイノシシ等による被害防止に努めます。

**市民・事業者の取組**

- ・森林、生物多様性、外来種や鳥獣被害に対して関心を持ちます。
- ・森林や里山、竹林の適正な管理と保全に努めます。
- ・「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」に積極的に参加します。
- ・松くい虫、キクイムシなどの病害虫やナラ枯れを見つけたら市に連絡し、被害の拡大防止に協力します。
- ・県産材の積極的な利用に努めます。
- ・自然生態系を損なわない事業活動や土地利用に努めます。
- ・動植物についての知識向上に努めます。
- ・本市に存在する貴重な動植物について学び、保護に努めます。
- ・農地保全のため、荒廃農地の発生防止に協力します。
- ・外来種被害予防三原則の「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。
- ・特定外来種の駆除に協力します。





## 2 下田の海の保全

本市の海には、全国でも有数の海水浴場があり、アワビやサザエなどの海産物が豊富で、今回、実施したアンケート中でも将来の理想の下田市は「海がきれいなまち」という回答が最も多い結果となりました。下田の海をさらに美しくし、保全していきます。



### ① 海岸環境の保全（学校教育課、環境対策課、観光交流課、建設課、産業振興課、上下水道課）

- ・海の水環境保全の促進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう海岸・海洋に関する情報提供に努めます。
- ・国や県、地域住民と連携・協働した海岸の浸食対策を促進します。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を推進します。
- ・海岸漂着物の除去など適正な海岸管理に努めます。
- ・海岸の松林の保護に努めます。
- ・海岸周辺の清掃活動など美化活動を推進します。
- ・県の実施する「水の出前講座」などを活用し水資源や水循環の大切さを周知します。
- ・静岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸の良好な景観及び環境の保全を図ります。
- ・海岸の整備にあたっては、高潮・津波等から海岸を防護しつつ、養浜などにより生物の生育・生息地の確保や景観の配慮、海浜の適切な利用の確保を行います。
- ・港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行います。
- ・港湾や漁港における美化活動を、しずおかポートサポーター制度等により支援します。

### ② 河川環境の保全（環境対策課、建設課、産業振興課、防災安全課）

- ・河川の水環境保全の促進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう河川に関する情報提供に努めます。
- ・湧水の情報収集と保全の促進について検討します。
- ・雨水利用、処理水の再利用を推進します。
- ・事業所などにおける節水や使用した水の再利用などを促します。
- ・地下水のかん養のため、森林の保全に関わる除・間伐事業補助金を支給します。
- ・河川の整備にあたっては、河川全体の営みを視野に入れた多自然川づくりを基本とし、治水の安全性を確保しつつ、現存する良好な環境を保全・再生します。
- ・地域などにおける水辺環境の保全活動を、リバーフレンドシップ制度\*等により支援します。
- ・県と連携し、公共用水域の監視・調査や地下水の調査協力を行います。
- ・海や河川の水質浄化と安全性の管理を推進します。
- ・湧水・山水・井戸水の利活用方法を検討します。
- ・防火水槽に活用するなど雨水の再利用を行います。



**③ 水産資源の保全（学校教育課、観光交流課、産業振興課）**

- ・市内の海で漁獲される魚介類、海藻類などは、漁獲量を遵守し、小さな個体は漁獲しない、違法操業や密漁の取り締まりなどを推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう水産資源に関する情報提供に努めます。
- ・静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場等と協力し、栽培漁業を推進します。
- ・サーフィン、シュノーケリングなどのマリンスポーツ推進のため、美しい海の維持に努めます。

**市民・事業者の取組**

- ・海岸、海洋、河川、水産資源に関心を持ちます。
- ・海の水環境保全のため、海へのごみ捨てや河川の汚染に繋がる行為はしません。
- ・海岸浸食とその影響について学び、関心を持ちます。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動に取り組みます。
- ・海岸清掃等へ参加し、海岸美化に協力します。
- ・海岸付近の松林や防風林の役割を学び、関心を持ちます。
- ・河川清掃や河川付近への植栽など、河川まわりの景観保全に努め、河川に関心を持ちます。
- ・水は大切に使用します。
- ・生態系に配慮した河川改修をするよう行政に求めるよう努めます。
- ・魚介類や海藻類は漁獲量を遵守し、小さな個体は漁獲しません。
- ・サーフィンやシュノーケリングなどのマリンスポーツに関心を持ちます。

**重点取組事項****（1）自然環境（自然環境の保全、下田の海の保全）**

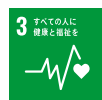
プラスチックによる海洋の汚染が広く知れ渡り、海洋プラスチック問題に地球規模の重要な課題として、世界中で様々な対策が実施され始めました。国では2019（平成31）年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国と共有しました。静岡県では、海洋プラスチックごみ防止6R県民運動と題し、プラスチックの海洋への流出等の対策をしています。

- ・6R県民運動の取組で、海洋プラスチックごみの発生抑制と流出防止に努めます。





## (2) 生活環境



### 3 きれいな空気や水、静かな環境の保全

本市は素晴らしい自然・生活環境に恵まれておりますが、主に野焼きを中心とした苦情が発生しており、光化学オキシダントの基準超過日も発生しております。適切な対応や事業者との公害防止協定を進め、公害の発生を未然に防止します。



#### ① 公害の防止（環境対策課、上下水道課）

- ・船舶の排気ガスの排出削減に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう公害に関する情報提供に努めます。
- ・県と連携し、光化学オキシダント濃度、微小粒子状物質（PM2.5）を監視します。
- ・県など関係機関と連携し、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの法令の遵守・徹底に努めます。
- ・苦情が発生した場合、環境調査や事業所の発生源対策指導を行います。
- ・良好なかおり環境の保全意識の高揚に努めます。
- ・自動車交通騒音を監視測定するとともに、騒音・振動の低減と予防の要請に努めます。
- ・水道原水の水質状況の把握や検査などを行います。
- ・生活排水対策のため、公共下水道の整備と適正な維持管理をします。
- ・合併浄化槽の設置又は公共下水道接続への啓発を行います。
- ・上下水道施設の長寿命化・耐震化を推進します。
- ・し尿処理施設の適正な維持管理をします。
- ・浄化槽の保守点検の促進や法定検査の周知を行います。

#### ② 化学物質対策（環境対策課）

- ・県など関係機関と連携し、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質把握管理促進法（化管法（PRTR法）））に基づく届出指導の徹底による化学物質環境汚染の未然防止に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう化学物質に関する情報提供に努めます。
- ・土壌汚染が生じたときは、県など関係機関に連絡し、適切な対応に努めます。
- ・事業所がリスクコミュニケーション\*を行う場合、周辺自治会などへの周知協力に努めます。

### 市民・事業者の取組

- ・公害、化学物質に関心を持ちます。
- ・排水処理に単独処理浄化槽やくみ取りを使用している場合には、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換に努めます。
- ・事業所における排水処理対策を徹底します。
- ・エコドライブを心がけます。
- ・鉄道やバス、自転車などを積極的に利用します。
- ・環境負荷\*の少ない施設や設備の導入に努めます。
- ・周囲の環境に関心を持ち、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害と思われる事象が発生した場合には、速やかに市へ連絡をします。
- ・自らが公害の発生源とならないよう注意します。
- ・PRTR制度\*を遵守し、化学物質は適正に管理します。
- ・土壌や地下水汚染防止のため、化学肥料や化学農薬の使用量・使用回数を守ります。

## 4 景観の保全



本市は黒船来航により開国地になった歴史あるまちであり、市内には多くの文化財や歴史的・景観的価値のある建物・風景があります。これらを保全しながらまちの発展のために活かすまちづくりが求められます。



## ① 良好な景観の保全と創造（学校教育課、環境対策課、観光交流課、建設課、市民保健課、産業振興課、防災安全課）

- ・自然・歴史・文化と調和した公共施設などの整備に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう景観に関する情報提供に努めます。
- ・良好な都市景観づくりを推進します。
- ・新築・改築する建築物に対する景観誘導に努めます。
- ・駐輪場における駐輪指導と放置自転車の撤去を行います。
- ・下田市景観計画や下田市景観まちづくり条例、県屋外広告物条例に基づく広告物に関する規制と違反広告物の是正指導のため、パトロールを実施します。
- ・地域などにおける美化活動の促進に努め、しずおかアダプト・ロード・プログラム\*等により支援します。
- ・県の開催する景観セミナーの周知をし、市民や事業者の景観意識の醸成を図ります。
- ・公共事業の実施にあたっては、事業の計画段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合には影響の最少化や代替措置を講じることを基本として、環境の保全や回復を図ります。
- ・下田まち遺産に関する情報発信や各種イベントの開催に努めます。
- ・伊豆地域はしずおか景観形成重要地域に指定されており、各主体と連携を図りながら良好な景観形成の方策を総合的かつ重点的に推進します。
- ・富士箱根伊豆国立公園の景観を保全します。
- ・犬や猫の適正な飼育を推進します。
- ・施設（ごみ処理施設、伊豆斎場、南豆衛生プラント等）の適正な管理・運営を図ります。
- ・市営住宅の適正な管理・運営を図ります。
- ・空家等の適正管理、空き家バンクの利活用等により空家対策の推進を図ります。

## ② 歴史的文化的環境の保全（学校教育課、観光交流課、生涯学習課、建設課）

- ・文化財を次世代へ繋げるため、保護・保全をします。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう歴史的文化的環境に関する情報提供に努めます。
- ・地域に伝わる民俗芸能や神社の特殊神事などの保存・継承に努めます。

- ・「開国の歴史を中心とした観光まちづくり」を方針に年間を通して歴史が感じられるまちづくりを推進します。
- ・下田まち遺産、歴史的風致形成建造物の維持・修繕に対する助成を行います。

③ 観光資源の保全（観光交流課、産業振興課）

- ・観光資源の保全に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう観光資源に関する情報提供に努めます。
- ・歴史を活かした観光ルートの開発及び情報の発信に努めます。
- ・砂浜の飛砂防止に努めます。
- ・県の実施する持続可能な地域づくりを通じて、農山村がもつ地域資源「地域の宝」を大切に思い、守り、活用し、次世代に継承する活動を行う、理想の農山漁村を目指す「ふじのくに美しい品格のある邑」に協力します。
- ・ジオパークの保全に努めます。

市民・事業者の取組

- ・景観、歴史的文化的環境、観光資源に関心を持ちます。
- ・市や町内会等の景観保全への取組（花壇整備、草刈り、河川清掃等）に協力します。
- ・自転車やバイクは指定位置に駐輪し、盗難に遭わないよう対策を行います。
- ・下田市景観計画や下田市景観まちづくり条例、県屋外広告物条例等に関心を持ちます。
- ・景観に関するルールを守り、新築・改築時には景観保全に努めます。
- ・富士箱根伊豆国立公園について関心を持ちます。
- ・市内の文化財について関心を深め、次世代へ繋げます。
- ・観光資源に関心を持ち、保全に努めます。
- ・散歩時のフンの始末等、ペット飼育時のマナーを守ります。
- ・所有する空き家の管理に努めます。





## 5 公園整備と市街地の緑化促進



本市は下田公園をはじめとした都市公園や自然公園\*を有しており、市民の憩いの場としてだけでなく、観光の場としても利用されています。今後も維持・管理に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。



### ① 花と緑を配した憩いの公園整備（建設課、産業振興課）

- ・豊かな自然と人が気軽に触れ合う場として、自然環境の保護、保全を前提とし自然公園の整備を推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう公園整備と市街地の緑化に関する情報提供に努めます。
- ・水辺空間、市民農園、荒廃農地などを活用し、ふれあいの場づくりを推進します。
- ・自然や歴史、観光面での特色を活かし、下田公園の計画的な整備を推進します。
- ・花と緑の空間づくりを推進します。
- ・市街地における花壇などの整備を推進します。

### ② 緑化の推進（建設課、産業振興課）

- ・（公財）静岡県グリーンバンク\*等を活用し、公共施設における緑化の推進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう緑化に関する情報提供に努めます。
- ・街路樹の整備と適正な維持管理を行います。
- ・地域緑化団体などが実施する事業を支援し、緑の大切さを啓発するとともに、緑化を担う人づくりを進め、市民参加による緑の維持管理を推進します。

### 市民・事業者の取組

- ・公園整備と市街地の緑化に対して関心を持ちます。
- ・公園を利用し、自然と触れ合います。
- ・公園を利用する際にはマナーを守ります。
- ・自宅や社内・店舗敷地内等の緑化及び維持管理に努めます。
- ・公園が不適切に利用されないよう、地域で管理・監視します。

### 重点取組事項

#### （2）生活環境(きれいな空気や水、静かな環境の保全、景観の保全、公園整備と市街地の緑化促進)

市民のアンケートによると、素晴らしい海と優れた自然環境を保全し、将来へ残していくことを強く求めています。本市の海水浴場の水質は良好な状態にあり、河川水質調査の結果でも、概ね基準値を満足しております。今後もこの状態を継続し保全するため、良好な水質を維持していきます。

- ・合併処理浄化槽への転換に対する啓発と支援に努めます。
- ・公共下水道の整備と接続の啓発に努めます。

### (3) 資源循環

#### 6 4 Rの推進



観光客の来訪が多い本市は、4 Rの推進においても市民・事業者が協力して行う体制が望まれます。市外から持ち込まれて市内でごみとして廃棄されることも想定されますので、リフューズ（不要なものは買わない、もらわない、断る）を念頭にごみ削減に取り組みます。



##### ① 4 R推進の取組（学校教育課、環境対策課、財務課）

- ・ 過剰包装の抑制を推進します。
- ・ 市民や事業者に関心を持ってもらえるよう4 Rに関する情報提供に努めます。
- ・ 拠点回収、集団回収などにより、資源ごみの回収を促進します。
- ・ 草木は堆肥化等に有効利用し、燃やすごみの減量化を図ります。
- ・ 使い捨て製品の抑制、ものの長期使用など資源の有効活用に努めます。
- ・ 4 Rの促進による廃棄物量の減少を図ります。
- ・ フリーマーケット、リサイクルショップなどの利用を促します。
- ・ リターナブル容器の使用、再生資源の利用など資源の有効活用に努めます。
- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法\*）などのリサイクル関連法の遵守・啓発をします。
- ・ リサイクルステーションの適正な維持管理に努めます。
- ・ 地域や子供会などにおけるリサイクル活動を支援します。
- ・ グリーン購入\*の実施に努めます。
- ・ 学校給食等から発生する残渣のリサイクルを検討します。
- ・ 生ごみ処理機器の購入に補助金を支給します。
- ・ フードロスの削減に取り組みます（食品リサイクル法対応）。
- ・ 公共工事ではリサイクル材の使用を推進します。
- ・ 事業所に対しては、ごみ削減講習会やごみ処理のパンフレット等を作成し、ごみの削減を促します。
- ・ ごみの分別の細分化に対応した適切で効率的な収集方法を検討します。

##### 市民・事業者の取組

- ・ 4 R（リフューズ\*（発生回避）、リデュース\*（排出抑制）、リユース\*（再利用）、リサイクル（再資源化））に関心を持ちます。
- ・ 4 Rの徹底に努めます。
- ・ ごみの分別やごみの出し方のルールについて学び、遵守します。
- ・ ごみ処理について関心を持ち、ごみの減量化に努めます。
- ・ 静岡県海洋プラスチックごみ防止6 R県民運動へ協力します。
- ・ 生ごみの水切り徹底や生ごみ処理機器の活用により、生ごみの削減に努めます。
- ・ エシカル消費\*を心がけます。



## 7 ごみの適正な処理

ごみの適正な処理方法の周知は市民全体のごみ適正処理意識の高揚が図られます。また市民や事業者とともに不法投棄の監視や一斉清掃などに取り組み、ごみの適正処理に努めます。



### ① ごみの適正な処理・不法投棄対策（環境対策課）

- ・市営じん芥処理場などの環境関連施設の適正な維持管理を行うとともに、新たな処理施設の建設に向けた検討を進めます。
- ・可燃ごみ収集業務の委託化による効率的な収集を維持します。
- ・焼却業務の包括委託化による安定的な焼却体制を維持します。
- ・プラスチック類や焼却灰の再資源化の検討を行います。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるようごみの適正処理に関する情報提供に努めます。
- ・事業所の廃棄物適正処理を促進します。
- ・循環型社会を形成し、資源の有効活用を図るため、「静岡県循環型社会形成推進計画」との協調に努めます。
- ・不法投棄防止パトロールの実施や、市民が不法投棄を発見した場合には通報するよう啓発します。
- ・一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の計画的且つ適正な処理に努めます。
- ・PCB\*を含有する廃棄物の適正処理を呼びかけます。
- ・水銀を含有する廃棄物の適正処理を呼びかけます。
- ・不用品回収業者に対しては、県と連携し、事業所の立入検査を実施するなど監視体制及び指導を強化します。
- ・消費生活センターや県と連携し、使用済み家電製品の適正処分方法の周知徹底を図ります。
- ・災害廃棄物処理計画の内容を見直し、充実を図り、平時から対策を講じます。
- ・他市町や一部事務組合と広域的なネットワークを形成し、効果的かつ効率的なごみ処理のための情報交換を実施します。
- ・産業廃棄物\*や処分場の適正な処理・管理に努めます。
- ・自然災害により発生する災害廃棄物の適正・迅速な処理に努めます。

### 市民・事業者の取組

- ・市営じん芥処理場や市のごみ処理に関心を持ちます。
- ・不法投棄について関心を持ち、皆で不法投棄の監視に努めます。
- ・不法投棄を見つけたら市へ連絡します。
- ・不法投棄されないよう、所有する土地の草を刈るなど、ごみを捨てられにくい環境づくりに努めます。
- ・ごみのポイ捨てをしないように努めます。



## 重点取組事項

**(3) 資源循環（4 Rの推進、ごみの適正な処理）**

本市から発生する一般廃棄物は、本市清掃センターにて処理を行っていますが、施設の老朽化や、将来的な人口減少による市単独処理の財政的な負担、全国的な広域処理の流れ等を受け、本市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市3町による広域ごみ処理の検討を行っているところです。持続可能な地域社会の構築という広域化の基本理念のもと、本市は循環型社会の形成、ごみの適正処理に取り組めます。

- ・ 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組の実践によるごみの減量化、排出抑制の推進を周知・啓発します。
- ・ 食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底呼びかけを引き続き取り組みます。
- ・ 雑がみ回収量の増加を図り、可燃ごみの量を削減します。
- ・ プラスチックごみをはじめ、リサイクル可能なごみの資源化に取り組めます。



**(4) 地球環境****8 地球温暖化防止に向けた取組**

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、大雨の増加、干ばつ、大雪、冬日の減少など様々な影響が世界規模で起きています。地球温暖化対策と緩和策、エネルギー対策について本市でも継続して取り組めます。

**① 地球温暖化防止対策の推進（環境対策課、建設課、産業振興課）**

- ・新エネルギーや省エネルギー機器の導入促進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう地球温暖化に関する情報提供に努めます。
- ・低公害車\*の普及促進に努めます。
- ・大気中の二酸化炭素を固定する国産材の利用拡大や木材資源の有効利用を推進します。
- ・地球温暖化対策実行計画事務事業編・区域施策編により、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。
- ・エコドライブ（省エネ運転）を推進します。
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法\*）及び特定製品に係るフロン\*類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）に基づくフロン類使用機器の適正処理の促進に努めます。
- ・フロン類使用機器の更新時における代替フロン类等オゾン層を破壊する恐れのない冷媒の使用と適正処理に努めます。
- ・フロン使用製品の定期点検を促進し、漏洩防止を図ります。
- ・低炭素社会形成に向け、県や他市町と連携したスマートコミュニティ形成を目指します。
- ・都市計画のマスタープランに低炭素都市づくりの観点を位置づけ、環境への負荷が低減された都市づくりを促進します。

**② 地産地消（学校教育課、環境対策課、財務課、産業振興課）**

- ・公共工事における地元産材の使用を推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう地産地消に関する情報提供に努めます。
- ・公共部門・民間部門における地元産の間伐・再生材の有効利用を促進します。
- ・学校給食はできる限り地元産の食材を使用するよう努めます。
- ・地元のものを地元で使用し循環させる地域循環圏共生圏を推進します。

**市民・事業者の取組**

- ・地球温暖化へ関心を持ちます。
- ・市の実施する温室効果ガス排出削減の取組に協力します。
- ・エコドライブに取り組みます。
- ・フロン使用製品の買い替え、処分の際には、専門業者による適正なフロンの回収をします。
- ・ISO14001\*やエコアクション21\*などの環境マネジメントシステム\*に取り組みます。
- ・クールビズやウォームビズを積極的に取り入れます。
- ・ESCO事業\*や省エネルギー診断を活用します。
- ・地元産材や地元農産物など地産地消に努めます。
- ・夏季は適切なエアコンの利用とともに、グリーンカーテン\*やすだれ、カーテン等を併用し、快適に過ごす工夫をします。
- ・冬季は適切なエアコンの利用とともに、服装やブランケット等を併用し、快適に過ごす工夫をします。

## 9 省エネルギー対策と新エネルギーの推進



将来的な温室効果ガス排出実質ゼロを目指すためには、新エネルギーの導入のほか、省エネルギー対策が不可欠です。各家庭や事業所でも取り組める省エネルギー対策を進めます。



### ① 省エネルギー対策（環境対策課、企画課、建設課、産業振興課）

- ・省エネルギー機器のPRに努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう省エネルギーに関する情報提供に努めます。
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく省エネルギー対策に努めます。
- ・エコドライブの実践・啓発に努めます。
- ・照明は適切に利用し、節電に努めます。
- ・市民や事業者が無理なく取り組める省エネルギーの方法に関する情報の提供に努めます。
- ・庁舎等の新設や改築の場合には省エネルギー機器や設備の導入を検討します。
- ・地球環境に配慮し、省エネルギー性能に優れた冷暖房、給湯システムの導入を検討します。
- ・バスから電車への乗り継ぎなど、公共交通機関の利便性向上を促進し、公共交通機関の利用を促進します。

### ② 新エネルギー推進（環境対策課、企画課、建設課、産業振興課）

- ・太陽光発電システム等新エネルギー設備導入・利用の推進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう新エネルギーに関する情報提供に努めます。
- ・温泉廃湯熱利用など地域にあった新エネルギーシステムとエネルギービジネスを検討します。
- ・官民一体となって電気自動車の利用環境の向上を図るなど、次世代自動車\*の普及促進に取り組みます。
- ・庁舎等の新設や改築の場合には新エネルギー機器や設備の導入を検討します。
- ・自然環境、景観等と調和した再生可能エネルギー\*発電事業に対する適切な指導を行います。
- ・PPAモデル\*、RE100、地域新電力等の導入を検討します。

### 市民・事業者の取組

- ・省エネルギーや新エネルギーに関心を持ちます。
- ・深夜電力などを活用した冷暖房、給湯システムの導入を検討します。
- ・機器の導入・買い替え時には、照明のLED化やエネルギー効率の高い機器の導入を心がけます。
- ・新エネルギーの導入に努めます。

## 重点取組事項

**(4) 地球環境（地球温暖化防止に向けた取組、省エネルギー対策と新エネルギーの推進）**

地球温暖化の原因のひとつである温室効果ガスの本市からの排出量は、高効率機器の普及などにより、基準年度と比較して少しずつ減少しており、今後も減少する推測となっています。しかし、日本の温室効果ガス排出削減目標である2030（令和12）年度46%減の目標を達成するためには、更なる取組が必須です。地球温暖化対策としてカーボンゼロを目指します。

- ・家庭用太陽光発電システムの設備補助制度により導入促進を図ります。
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組みます。
- ・庁舎等の新設や改築の場合には、省エネルギーや新エネルギーの機器や設備の導入を検討します。



**(5) 環境教育****10 環境教育・学習の推進**

今回、実施したアンケートによれば、環境保全に関する取組のうち、環境に係るセミナーやイベントへの参加は10年前と同様、低い結果となりました。市民や事業者の皆さんに関心を持ってもらえるような環境教育に取り組めます。

**① 環境教育・学習の推進（学校教育課、環境対策課、観光交流課、生涯学習課）**

- ・民間団体や国など関係機関と連携し、自然観察会を開催するなど自然体験の機会づくりを推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう環境教育に関する情報提供に努めます。
- ・こどもエコクラブ\*の活動を支援します。
- ・幼稚園や保育所における環境教育の推進に努めます。
- ・「もったいない」の意識の醸成を推進します。
- ・県の実施する環境学習指導員事業に協力します。
- ・学校等における環境教育を推進します。
- ・環境体験学習や環境講座の開催を支援・推進します。
- ・郷土教室やふるさと講座など下田の歴史・文化の学習機会の拡充を推進します。
- ・自給自足の推進など食育への取組を促進します。
- ・「下田をきれいにする日」を周知し、美化活動等を支援・推進します。
- ・一斉清掃などの市内全体の取組を促進します。
- ・廃棄物処理施設の施設見学の受け入れを行います。
- ・県が実施する「持続可能な開発のための教育（ESD）」の小中学校への周知に協力し、学校における環境教育推進に努めます。
- ・ジオパークを活用したツーリズムや教育を推進します（ユネスコグローバルジオパーク認定2018（平成30）年4月17日認定）。

**② 環境に配慮した事業活動の推進（学校教育課、産業振興課、環境対策課）**

- ・ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムに取り組む事業者が増加するよう努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう環境に配慮した事業活動に関する情報提供に努めます。
- ・スマートメーターの設置やBEMS\*の導入を促進します。
- ・県の実施する一社一村しずおか運動に協力し、農村と事業者を繋げ、地域の活性化を促進します。

**市民・事業者の取組**

- ・環境教育・学習に関心を持ちます。
- ・自然観察会などの環境学習に積極的に参加します。
- ・家庭や学校で環境に関する話の場をつくります。
- ・従業員等への環境教育を行います。
- ・ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムに取り組みます。
- ・環境教育の取組の一環として、地域の清掃活動等を実施します。
- ・地産地消に努め食育に取り組めます。事業者はその情報を消費者に提供します。



## 11 環境情報の提供・発信、ネットワーク構築

市内には様々な環境に取り組む市民や団体等が存在し、様々な活動を実施していますが、個々の発信であり、多くの人に伝わっていないという課題があります。市民や団体等と市や事業者がネットワークを構築し、情報を発信した際に多くの人に情報が伝わるような仕組みが求められます。



### ① 環境情報の提供・発信（環境対策課）

- ・環境測定データ、環境施策の進捗状況、リサイクル量など年次報告書を作成し、公表するよう努めます。
- ・環境審議会等への意見聴取を行います。
- ・ホームページ・SNSなどを活用し、環境情報の収集・発信に努めます。
- ・環境保全活動の認知度を高める情報発信に努めます。
- ・環境保全を推進するため、補助制度等の情報発信に努めます。
- ・県の実施する環境学習コーディネーターや環境学習指導員を活用します。
- ・美しいまちづくりの取組についての情報発信に努めます。

### ② 地域団体の活動支援（学校教育課、環境対策課、産業振興課）

- ・各団体における取組事例などホームページ等を活用し、提供するよう努めます。
- ・地域環境力の醸成・充実に努めます。
- ・環境保全団体等のネットワーク支援（協議会の立ち上げ等）を検討します。
- ・（公財）静岡県グリーンバンクとの協調に努めます。
- ・地域などにおける資源物回収の支援をします。
- ・地域における河川海岸愛護活動\*を支援します。

### 市民・事業者の取組

- ・環境情報に関心を持ちます。
- ・清掃活動や保護活動、貴重な生物や場所など広く知ってほしいと思う環境に関する話題は、自発的に発信し、また広報紙やホームページへの掲載を依頼するなど情報発信に努めます。
- ・個人での発信のみならず、NPO等への参加や団体同士の交流によるネットワークの構築も視野に入れます。

### 重点取組事項

#### （5）環境教育（環境教育・学習の推進、環境情報の提供・発信、ネットワーク構築）

市内には、環境に対する様々な取組を行っている団体や事業所が存在しますが、発信力や継続性の問題があり、市民まで情報が伝わっていない現状があります。様々な環境情報を市民に提供し、環境意識を醸成します。

- ・4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進、周知のため、出前講座を開催します。
- ・広報紙やホームページ・SNSなどを活用し、環境情報の発信に努めます。
- ・子どもたちにおける環境教育・環境学習を推進します。
- ・環境保全に取り組む団体等の情報を収集し、団体間のネットワークの構築を支援します。



## (6) 数値目標

分野	指 標	担当課	目 標		
			令和2年度	令和8年度	令和13年度
(1) 自然 環境	海水浴場の 水質調査AAの数(全9箇所)	観光交流課	8箇所	9箇所	9箇所
	森林整備面積	産業振興課	15.87ha	174.1ha	299.1ha
	農地再生面積	産業振興課	0.4ha	7.3ha	12.3ha
	清掃活動等 ボランティア参加者数	環境対策課	6,269人	7,500人	8,500人
(2) 生活 環境	下田まち遺産の 認定件数	建設課	156件	156件	156件
	景観重点地区数	建設課	0地区	1地区	1地区
	公害苦情件数	環境対策課	22件	15件	10件
	水道普及率 (現在給水人口/ 行政区域内人口)	上下水道課 (水道事業)	97.6%	98.07%	98.22%
	石綿管比率	上下水道課 (水道事業)	6.38%	4.86%	2.87%
	公共下水道接続率	上下水道課 (下水道事業)	71.8%	78.3%	79.0%
	合併処理浄化槽 設置整備率	環境対策課	25.5%	28.5%	31.0%
	民間住宅耐震化率	建設課	71.9%	75.0%	95.0%
(3) 資源 循環	リサイクル率	環境対策課	15.4%	15.8%	20.8%
	不法投棄件数	環境対策課	6件	4件	2件
(4) 地球 環境	市施設からの CO2排出量	環境対策課	7,224t-CO2	6,801t-CO2	6,468t-CO2
	新エネ導入件数	環境対策課	5件	8件	12件
(5) 環境 教育	環境保全に関する 広報活動の回数	環境対策課	3回	6回	9回







# 第 5 章

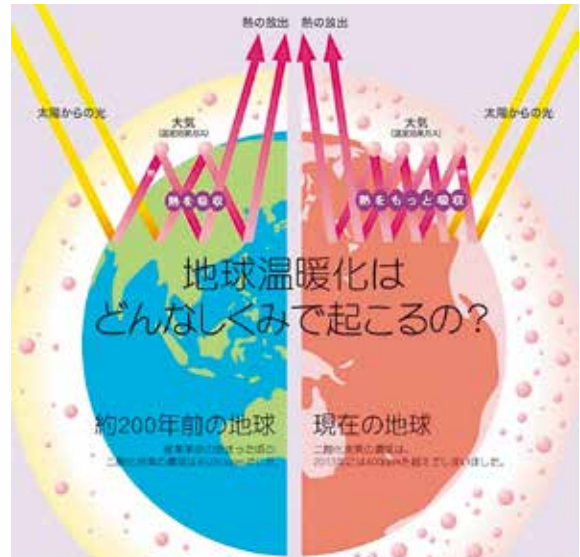
## 地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)

(気候変動適応計画を含む)

## 第1節 / 地球温暖化とは

### （1）地球温暖化の仕組み

地球は、太陽からの放射エネルギーで温められる一方、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。そして、大気中に存在する二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスは、熱を逃がしにくい性質を持つため、地球は人間や動植物にとって快適に過ごしやすい気温に保たれています。しかし、この温室効果ガスが増えすぎると、宇宙空間に放出されてきた熱が必要以上に大気中にとどまり、地球上の平均気温は上昇してしまいます。これが地球温暖化といわれる現象です。

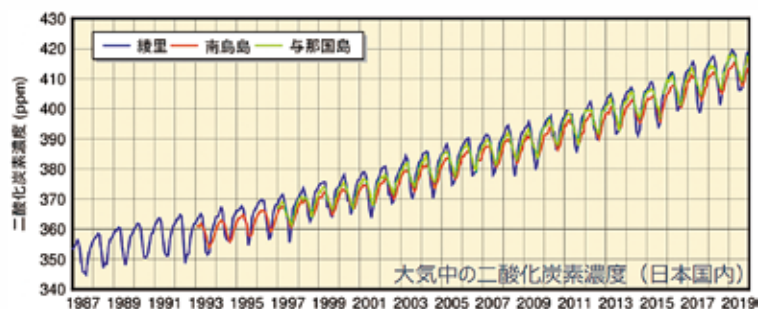


図表5-1 地球温暖化の仕組み  
（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）

### （2）地球温暖化による将来の予測

2020（令和2）年12月、文部科学省と気象庁は、これまでに観測された事実や今後の世界平均気温が2℃上昇シナリオ及び4℃上昇シナリオで推移した場合の将来予測をとりまとめた「日本の気候変動2020 - 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」を公表しました。

本報告書によれば、日本の大気中の二酸化炭素濃度は1987（昭和62）年と比較して最新年である2019（令和元）年では約60ppm上昇し、過去に例のないほどのスピードで増加しており、その濃度も過去で最も高くなっています。また、将来予測（21世紀末（20世紀末比較））では、平均気温が約1.4~4.5℃上昇、沿岸の海面水位が約0.39～0.71m上昇、激しい雨や強い台風の割合が増加するとされています。



図表5-2 大気中の二酸化炭素濃度（国内）  
（出典：「日本の気候変動2020 -大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」）

## 将来予測まとめ

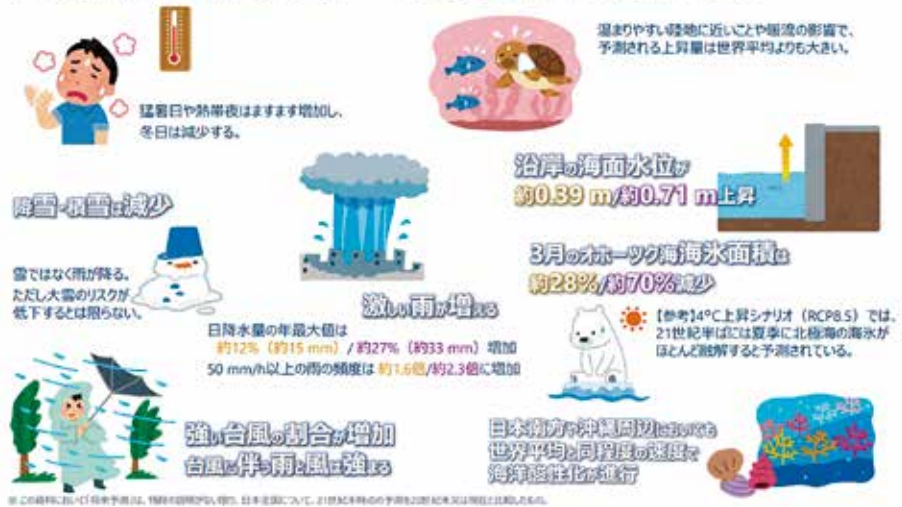
文部科学省 気象庁

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※ 黄色は2°C上昇シナリオ（RCP2.6）、  
紫色は4°C上昇シナリオ（RCP8.5）による予測

年平均気温が約1.4°C/約4.5°C上昇

海面水温が約1.14°C/約3.58°C上昇



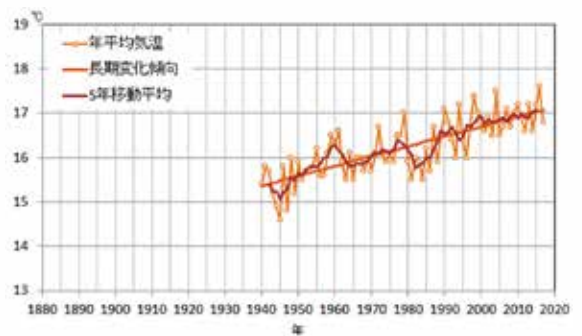
図表5-3 地球温暖化の将来予測

（出典：「日本の気候変動2020 -大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」）

## 第2節 / 静岡の気候

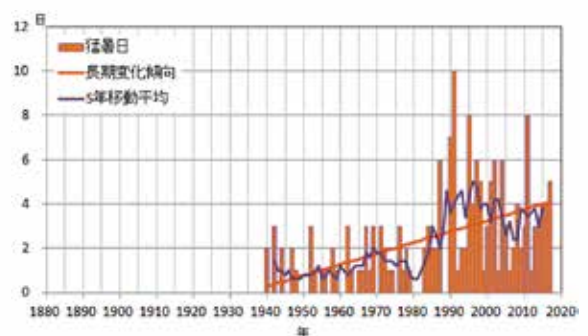
### (1) 静岡の過去から現在までの気候

右の図は、静岡の年平均気温の変化です。1940（昭和15）年以降100年あたりで平均気温は2.2°C上昇していることがわかります。世界及び日本の年平均気温も同様に上昇しており、100年あたり世界で0.9°C、日本は1.2°C上昇しているといわれており、日本は世界の2倍以上の上昇率となっています。



図表5-4 静岡の年平均気温の変化  
（出典：静岡地方気象台webサイト）

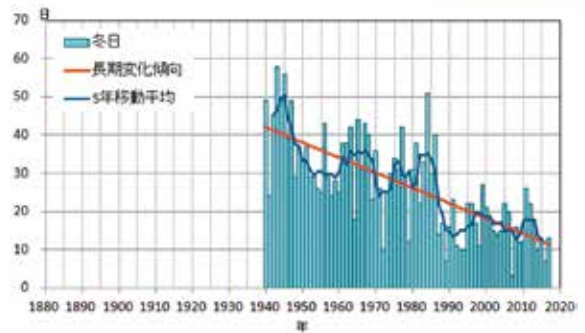
右の図は、静岡の1940（昭和15）年以降の猛暑日（最高気温が35°C以上）の日数をカウントしたグラフです。これによれば、静岡県における猛暑日の日数は増加していることがわかります。



図表5-5 静岡の猛暑日日数  
（出典：静岡地方気象台webサイト）



右の図は、静岡県の1940（昭和15）年以降の冬日（最低気温が0℃未満）の日数をカウントしたグラフです。これによれば、静岡県における冬日の日数は減少していることがわかります。

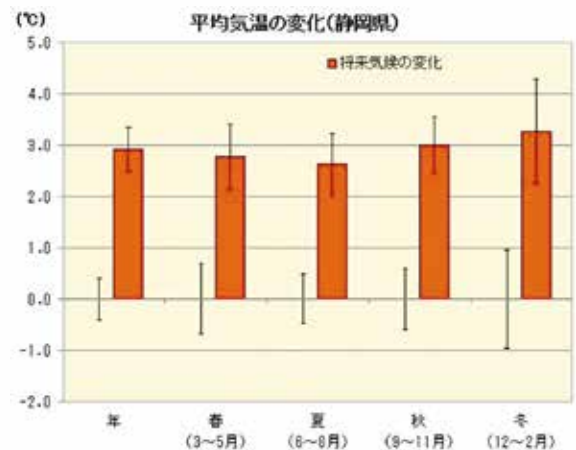


図表5-6 静岡の冬日日数  
（出典：静岡地方気象台webサイト）

## （2）静岡の将来の気候（将来予測）

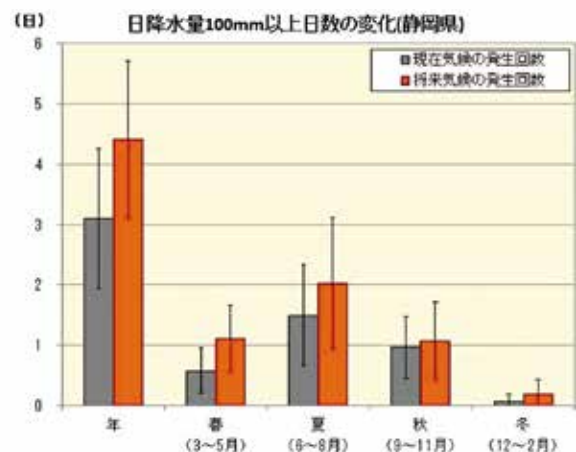
右の図は、「地球温暖化予測情報第8巻」の計算結果を用いた、静岡県の平均気温の変化の予測結果です。「21世紀末（2076～2095年：将来気候）」の静岡県の年平均気温は、「20世紀末（1980～1999年：現在気候）」に比べて概ね3℃の上昇が予測され、季節別には冬に上昇幅が大きいと予想されています。また、最低気温が0℃未満である冬日の日数は年間で20日程度減少、最高気温が30℃以上である真夏日の日数は40日程度増加すると予想されています。

※ 赤色の棒グラフは将来気候の現在気候との差を表します。黒細線は年々変動の標準偏差（左：現在気候、右：将来気候）を示します。



図表5-7 静岡の気温の将来予測  
（出典：静岡地方気象台webサイト）

右の図は、静岡の降水量の将来予測です。これによると、21世紀末の静岡県の降水量は、20世紀末に比べて増加すると予想されています。また、1時間降水量50ミリ以上の激しい雨も増加、日降水量100ミリ以上の大雨も増加すると予想されています。



図表5-8 静岡の日降水量100mm以上日数の将来予測  
（出典：静岡地方気象台webサイト）





## 第3節 / 実行計画の基本的事項

### （1）計画の目的

「下田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998（平成10）年法律第117号）第21条第3項に基づき、地域における地球温暖化対策の推進のために策定するものです。

これまでの市の取組や、市の自然的社会的条件に応じて、近年の地球温暖化対策を巡る国内外の動向に対応し、地球温暖化対策の目標等を掲げる「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月13日閣議決定）に即し、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定するものです。

### （2）計画の位置づけ

本計画は、「第5次下田市総合計画」と「下田市環境基本条例」（平成14年4月1日施行）の下に策定されている「下田市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する内容を具体化するための計画として位置づけられています。地球温暖化対策推進法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められており、ここに策定するものです。また、平成30年に制定された気候変動適応法第12条に規定する気候変動適応計画を含むものとします。

### （3）計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12年度）年度とします。なお、概ね5年ごとに見直しを検討します（ただし、国の関連法の改正による計画や目標の変更、災害などにおける状況の変化など、計画の見直しが必要と判断した場合は、計画期間内であっても見直しを行います）。

### （4）計画の対象範囲

下田市全域とします。

### （5）計画の対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスを指しますが、本計画では最も排出量の多い二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

図表5-9 温室効果ガスの種類と排出される主な活動  
（地球温暖化対策推進法第2条第3項掲載）

温室効果ガスの種類		排出される主な活動
1 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	燃料の使用, 他人から供給された電気の使用, 他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	工業プロセス, 廃棄物の焼却処分, 廃棄物の原燃料使用等
2 メタン (CH <sub>4</sub> )		工業プロセス, 炉における燃料の燃焼, 自動車の走行, 耕作, 家畜の飼養および排せつ物管理, 農業廃棄物の焼却処分, 廃棄物の焼却処分, 廃棄物の原燃料使用等, 廃棄物の埋立処分, 排水処理
3 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		工業プロセス, 炉における燃料の燃焼, 自動車の走行, 耕地における肥料の施用, 家畜の排せつ物管理, 農業廃棄物の焼却処分, 廃棄物の焼却処分, 廃棄物の原燃料使用等, 排水処理
4 ハイドロフルオロカーボン (HFC)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造, 冷凍空気調和機器, プラスチック, 噴霧器および半導体素子等の製造, 溶剤等としてのHFCsの使用
5 パーフルオロカーボン (PFC)		アルミニウムの製造, PFCsの製造, 半導体素子等の製造, 溶剤等としてのPFCsの使用
6 六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		マグネシウム合金の鋳造, SF <sub>6</sub> の製造, 電気機械器具や半導体素子等の製造, 変圧器, 開閉器および遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
7 三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )		NF <sub>3</sub> の製造, 半導体素子等の製造

### (6) 計画の対象部門

対象とする部門は以下とします。部門別排出量には、直接排出量と間接排出量があります。直接排出量は、発電に伴う排出量をエネルギー転換部門からの排出として計算したもので、間接排出量は、それを電力消費量に応じて最終需要部門に配分して計算したものとなっています。

※ エネルギー転換部門とは、一次エネルギー国内供給部門から国内に供給された各エネルギー源について、元のエネルギー源と異なるエネルギー源を製造・生成するために、燃焼・乾留・分解などの化学変化や熱交換・分離・混合などの物理変化のために用いられたエネルギー源の量（投入量）、生成したエネルギー源の量（産出量）及び損失したエネルギー源の量などこれに関連する量です。発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出が計上されます。産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含みません。

図表5-10 計画の対象部門

部門	内容
産業部門	最終エネルギー消費のうち、1次産業（農業、林業、鉱業、漁業（水産業））及び2次産業（製造業、建設業、電気・ガス業）に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギー。工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
業務その他部門	第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー。第一次産業・第二次産業であっても、その間接部門（本社事務所、研究所など）であって、オフィスビルに入居するなど工場から独立した事業所でエネルギー消費を行う場合、当該部分のエネルギー消費量は業務その他部門に計上します。業務その他部門においては、事業所の内部のみで人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、事業所の外部での人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
家庭部門	最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー。自家用車や公共交通機関の利用など人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は全て運輸部門に計上します。第一次産業に属する農家や、第三次産業に属する小売業などの個人企業が自宅で混合消費したエネルギー消費量は家計部門に計上します。
運輸部門	最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー。
廃棄物部門	廃棄物部門では、廃棄物の焼却処理、廃棄物の埋立処分、下水処理に伴って排出される温室効果ガスを対象とします。

※ 全国地球温暖化防止活動推進センター web サイトに掲載の「4-10 二酸化炭素の部門別排出量の「部門」について知りたい」より抜粋



## 第4節 / 下田市の温室効果ガス排出量

### (1) 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量（基準年度比）

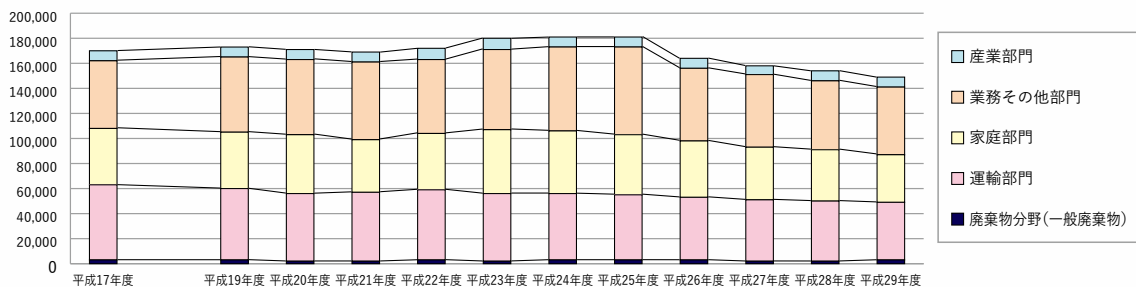
以下は本市の2013（平成25）年度（基準年度）と最新年度である2017（平成29）年度との排出量の比較を示した表です。合計で基準年度比▲18.2%と減少していることがわかります。

図表5-11 温室効果ガス排出量（基準年度比）（単位：t-CO<sub>2</sub>）

部 門	基準年度		最新年度		②-①	基準年度比
	2013年度①	(%)	2017年度②	(%)		
合 計	180,760	100%	147,951	100%	▲32,809	▲18.2%
産業部門	8,162	4.5%	7,828	5.3%	▲334	▲4.1%
製造業	2,339	1.3%	2,253	1.5%	▲86	▲3.7%
建設業・鉱業	2,929	1.6%	2,591	1.8%	▲338	▲11.5%
農林水産業	2,894	1.6%	2,983	2.0%	89	3.1%
業務その他部門	69,970	38.7%	53,018	35.8%	▲16,953	▲24.2%
家庭部門	48,171	26.6%	37,736	25.5%	▲10,434	▲21.7%
運輸部門	51,008	28.2%	46,242	31.3%	▲4,767	▲9.3%
自動車	47,669	26.4%	43,618	29.5%	▲4,051	▲8.5%
旅客	23,162	12.8%	21,104	14.3%	▲2,058	▲8.9%
貨物	24,507	13.6%	22,514	15.2%	▲1,994	▲8.1%
鉄道	1,865	1.0%	1,516	1.0%	▲349	▲18.7%
船舶	1,474	0.8%	1,108	0.7%	▲366	▲24.8%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,449	1.9%	3,127	2.1%	▲322	▲9.3%

### (2) 部門別・分野別温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の経年変化

以下は本市の二酸化炭素排出量の経年変化を示したグラフです。2012（平成24）年度の180,884t-CO<sub>2</sub>をピークに、それ以降は減少傾向にあります。分野別では、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）の全ての部門で減少傾向にあることがわかります。

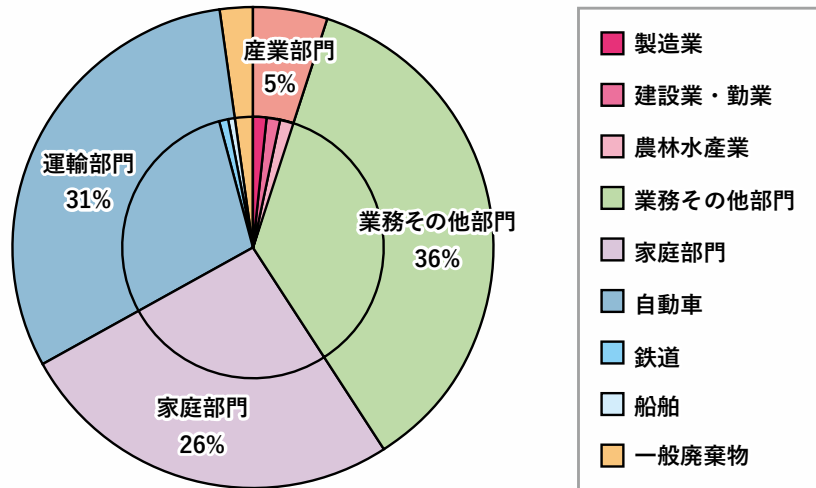


図表5-12 部門別・分野別温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の経年変化



**(3) 排出量の部門・分野別構成比**

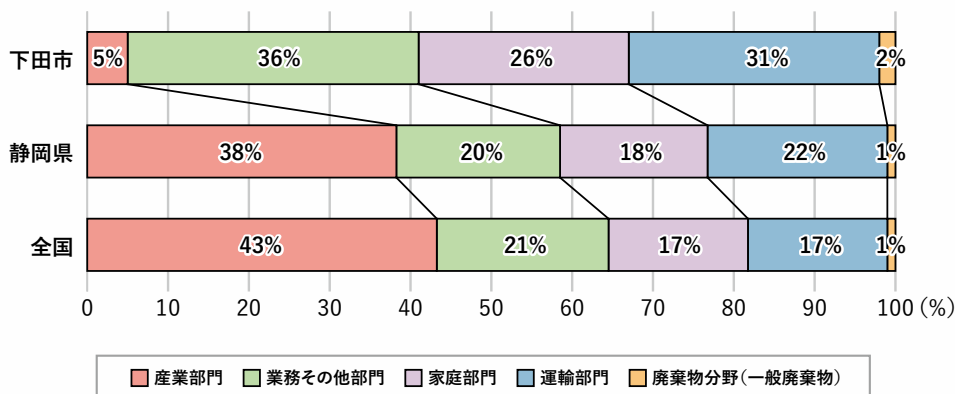
以下は本市の2017（平成29）年度における二酸化炭素排出量の部門別・分野別構成比です。業務その他部門が36%で最も多く、次いで運輸部門が31%、家庭部門が26%となっています。特に業務その他部門の占める割合が大きい理由として、本市はホテルや旅館、土産物店の数が多いためと考えられます。



図表5-13 排出量の部門・分野別構成比

**(4) 部門・分野別二酸化炭素排出量構成比の比較（静岡県平均及び全国平均）**

2017（平成29）年度における本市の部門・分野別二酸化炭素排出量構成比を静岡県平均と全国平均と比較したものが以下です。以下によると、本市は産業部門の構成比が低く、代わりに業務その他部門、家庭部門、運輸部門の構成比が高いことがわかります。



図表5-14 部門・分野別二酸化炭素排出量構成比の比較（静岡県平均及び全国平均）

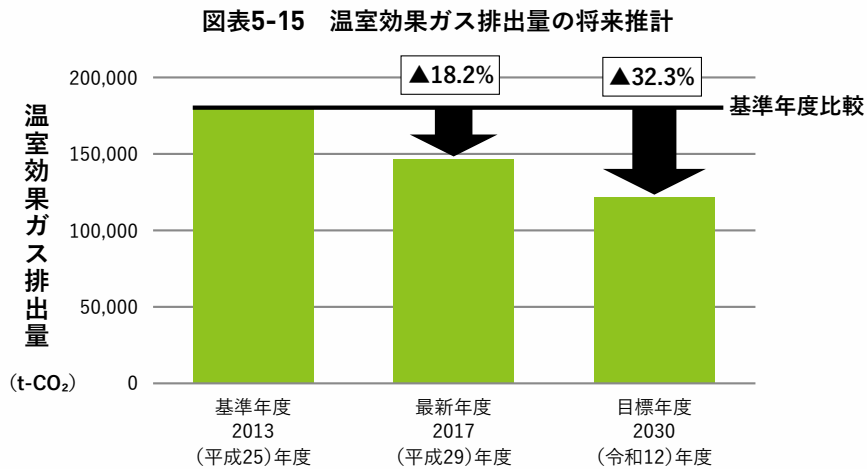




## 第5節 / 将来推計

追加的な温暖化対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量を推計しました。推計方法は、現況年度（2017（平成29）年度）の温室効果ガス排出量の数値に、各部門において想定した活動指標の将来的な増減割合を乗じることによって算定しています。

その結果、目標年度（2030（令和12）年度）で122,310t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度（2013（平成25）年度）比で32.3%の減少となりました。また、最新年度（2017（平成29）年度）は基準年度比で18.2%の減少となっています。



図表5-16 温室効果ガスの将来推計（単位：t-CO<sub>2</sub>）

部 門	基準年度 2013(平成25)年度	最新年度 2017(平成29)年度	目標年度 2030(令和12)年度
合 計	180,760	147,951	122,310
産業部門	8,162	7,828	6,432
製造業	2,339	2,253	2,253
建設業・鉱業	2,929	2,591	1,942
農林水産業	2,894	2,983	2,236
業務その他部門	69,970	53,018	49,927
家庭部門	48,171	37,736	28,287
運輸部門	51,008	46,242	35,320
自動車	47,669	43,618	32,696
旅客	23,162	21,104	15,820
貨物	24,507	22,514	16,876
鉄道	1,865	1,516	1,516
船舶	1,474	1,108	1,108
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,449	3,127	2,344

## 第6節 / 温室効果ガス排出削減目標

COP21で採択されたパリ協定や2015（平成27）年に国連に提出された「日本の約束草案」を踏まえ2016（平成28）年5月閣議決定された、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減する中期目標が掲げられました。

2020（令和2）年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。更に2021（令和3）年4月、菅首相は2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減する、同時に50%（削減）の高みに向けて挑戦を続けると発言しました。

本市においては、上記の目標を支持し、同様の目標をここに掲げます。この目標をいち早く実現するためにも、市民・事業者・行政が取り組むべき対策や施策を明らかにし、一丸となった温室効果ガス排出抑制のための取組を進めます。

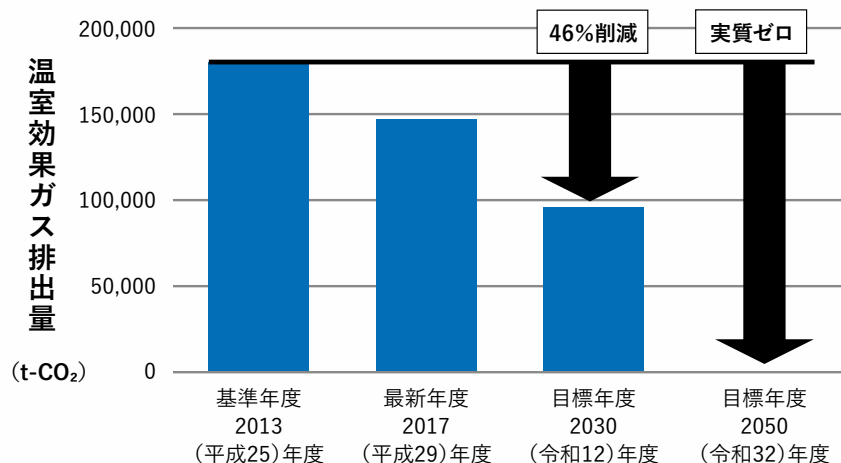
### 温室効果ガス排出削減目標量 83,150t - CO<sub>2</sub>

2030（令和12）年度に、基準年度（2013（平成25）年度）比

**46%削減（中期目標）、2050年度実質ゼロ（長期目標）**



※最新年度（2017年（平成29年度））比では34%減



図表5-17 温室効果ガス排出量の目標



## 第7節 / 目標達成に向けて

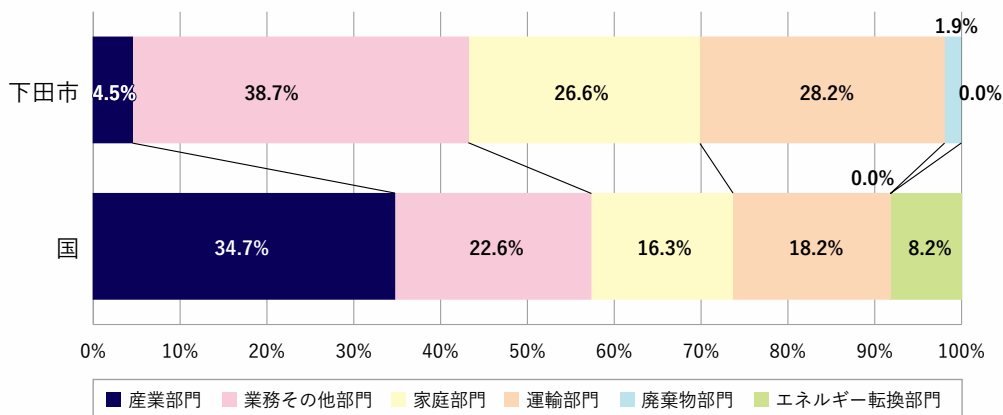
### (1) 日本全体と下田市の部門別温室効果ガス排出量構成比

各部門における目標の設定に当たって、以下のとおり、日本全体と本市の部門別温室効果ガスの排出量とその構成比を比較しました。これによると本市は産業部門の占める比率が極端に低く、代わりに業務その他部門、運輸部門、家庭部門の順で高いことがわかります。特に業務その他部門の占める割合が大きい理由として、本市はホテルや旅館、土産物店の数が多いためと考えられます。

図表5-18 日本全体と下田市の部門別温室効果ガス排出量と構成比

部 門	国		下田市	
	基準年度 2013 (平成25) 年度	構成比	基準年度 2013 (平成25) 年度	構成比
	百万t-CO <sub>2</sub>	%	t	%
産業部門	429	34.7%	8,162	4.5%
業務その他部門	279	22.6%	69,970	38.7%
家庭部門	201	16.3%	48,171	26.6%
運輸部門	225	18.2%	51,008	28.2%
廃棄物部門	-	-	3,449	1.9%
エネルギー転換部門	101	8.2%	-	-
合 計	1,235	100%	180,760	100%

※ エネルギー転換部門における自家消費等以外の排出量（販売用の発電や熱生成に伴う排出）は、「区域の温室効果ガス排出量の算定」の対象には含まないため、下田市構成比には含まない。



図表5-19 日本と下田市の部門別温室効果ガス排出量構成比

（2）部門別目標値の設定

部門別の目標値については以下のとおりです。本市の削減率の設定に当たっては、前項の国全体における温室効果ガス排出量構成が本市とは異なるため、温室効果ガス排出量構成比を勘案し、削減率を決定しました。部門別削減目標は、産業部門は▲6.6%、業務その他部門は▲56.7%、家庭部門は▲39.1%、運輸部門は▲41.3%、廃棄物部門は▲2.8%とします。

図表5-20 基準年度と目標年度における下田市の部門別温室効果ガス排出量と削減率

部 門	基準年度 2013 (平成25)年度	目標年度 2030 (令和12)年度	削減率
	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
産業部門	8,162	7,622	▲6.6%
業務その他部門	69,970	30,312	▲56.7%
家庭部門	48,171	29,353	▲39.1%
運輸部門	51,008	29,962	▲41.3%
廃棄物部門	3,449	3,351	▲2.8%
エネ転・森林吸収	-	-2,991	-
合 計	180,760	97,610	-

図表5-21 （参考）基準年度と目標年度における国の部門別温室効果ガス排出量

部 門	2013 (平成25)年度	2019 (令和元)年度	2030(令和12)年度	
			▲26% (現NDC目標)	▲46%
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,212	1,042	760
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,235	1,029	927	676
産業部門	463	384	401	292
業務その他部門	238	193	168	123
家庭部門	208	159	122	89
運輸部門	224	206	163	119
エネルギー転換部門	103	86.2	73	53
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	82.3	79.2	70.8	51.6
メタン	30	28.4	31.6	23.0
N <sub>2</sub> O	21.4	19.8	21.1	15.4
HFC等	39.1	55.4	28.9	21.1
吸収源		-	▲37	▲27

※ 現NDC目標と同じ割合で46%減目標の内訳を求めた

※ 2019（令和元）年度の排出実績は温室効果ガス排出量（確報値）より引用

出典：中央環境審議会地球環境部会 中長期の気候変動対策検討小委員会 産業構造審議会産業技術環境分科会 地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ 合同会合2021（令和3）年4月26日第5回

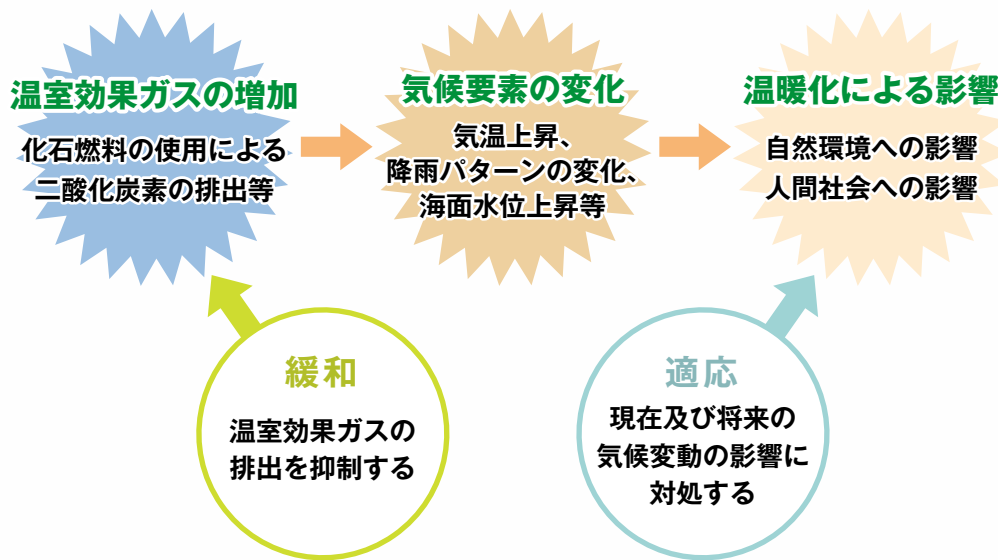




## 第8節 / 地球温暖化対策の取組（緩和と適応）

### （1）緩和策と適応策について

地球温暖化対策は、大きく分けて緩和と適応に大別され、緩和は地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制することです。これに対し適応はすでに起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響に対処することで、気候変動の影響による被害を回避・軽減することです。これまでは主に緩和策に焦点をおいて取組を行ってきましたが、地球温暖化による気候変動が顕在化してきたため、今後は適応策への対応も重要となります。本市の地球温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガスの排出抑制である緩和とともに気候変動の影響に対する適応を推進します。



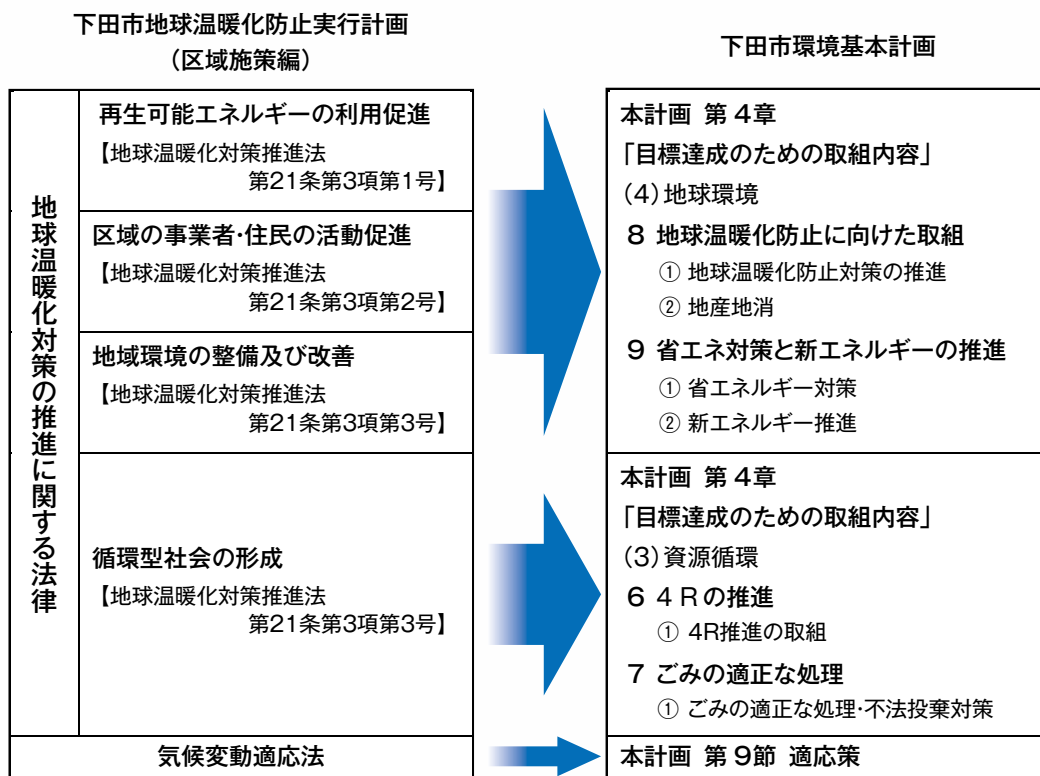
図表5-22 緩和策と適応策（出典：環境省）

（2）取組の体系

緩和策については、地球温暖化対策推進法において、地方自治体は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として、同法第21条第3項第1～4号を定めるものとしています。

適応策については、気候変動適応法において、地方自治体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとしています。

なお、緩和策については、今回策定した環境基本計画第4章「目標達成のための取組内容」内において、上記に則った取組内容を記載しているため、ここでは掲載は省略します。



図表5-23 本市地球温暖化防止実行計画と本市環境基本計画の取組の体系



## 第9節 / 適応策

2018（平成30）年12月1日に施行された「気候変動適応法」により、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。本節では適応策に特化し、各主体の取組を明確化するほか、気候変動適応情報プラットフォーム等を活用して、新たな適応策について検討します。

### （1）災害に対する適応

地球温暖化により生じる暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、等の災害に対し、事前に対処しておくことでその影響をより少なくします。また、気候変動を抑え、生態系を守りながら復興するグリーンリカバリーを推進します。

#### 行政の取組

- ・「下田市地域防災計画」に基づき、災害への対応に関する情報の提供を行います。
- ・公共施設への自然エネルギーや蓄電池等の導入を促進し、災害時におけるエネルギーの自給自足に努めます。
- ・市民や事業者の自然エネルギーや蓄電池等の導入を促進し、災害時のエネルギーの自給自足を促します。
- ・想定される災害リスクを示したハザードマップの配布や河川・道路へ監視カメラを設置する等、市民への周知と状況把握に努め、その情報を市民にフィードバックし、災害が終息した際には一刻も早い復旧を行います。

#### 市民・事業者の取組

- ・ハザードマップ等により災害時の避難経路や避難場所等を確認する等、災害に対し事前に対処します。
- ・災害時の自助のため、日頃より、防災のための備えを行います。
- ・雨水浸透柵\*や雨水タンク等、防災時に自助の役に立つ設備の導入を検討します。
- ・災害時の共助のため、隣近所・地域の方との関係性を強化します。

### （2）自然資源や農産物への適応

気候変動による気温の上昇や冬季の冬日期間の減少等により、これまで適地とされていた農産物の生産が困難になる等の問題が生じています。これらに対応可能な新たな品種等の開発・導入をすることで、安定した農産物の提供が図られます。

#### 行政の取組

- ・生産者、開発者と協同し、地球温暖化適応品種の導入を検討・支援します。
- ・病害虫の発生状況を把握し、生産者に情報提供を行います。
- ・新品種の安全性や調理法等を市民に知らせる等、普及に努めます。

#### 市民・事業者の取組

- ・生産者、開発者、行政が一体して、地球温暖化適応品種の開発や導入に努めます。
- ・地球温暖化に適応できる栽培方法の研究を心がけます。

### (3) 健康への影響に対する適応

気候変動による気温の上昇により、夏季の高温期だけでなく、春や秋、また室内等でも熱中症の危険があることが認知されています。予防や対策をし、市民の健康を維持します。

#### 行政の取組

- ・気温が高いとき等熱中症になりやすいときには、ホームページや同報無線等を使用して市民に注意を呼びかけます。
- ・暑さ指数（WBGT）を取り入れるなど、わかりやすく効果的な熱中症予防に努めます。

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954（昭和29）年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

- ・公共施設の緑化の推進や街路樹・公園等の整備を推進します。

#### 市民・事業者の取組

- ・夏季を問わずこまめな水分摂取を心がけます。
- ・適切な空調設備や日傘の利用など、熱中症対策に取り組みます。
- ・クールビズに取り組みます。





第 6 章

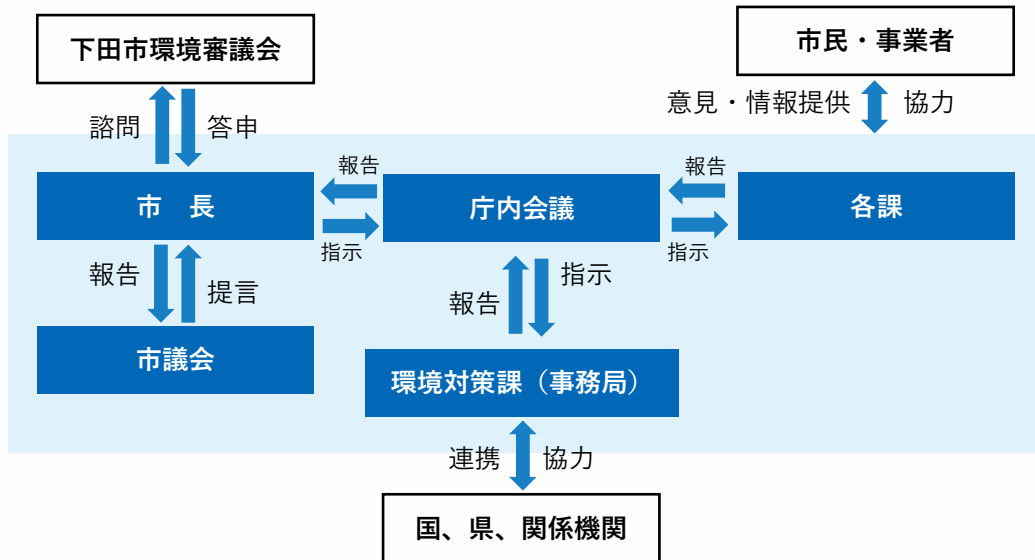
計画の推進体制と  
進行管理

## 第1節 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

計画の推進体制は以下とします。

また各主体やそれぞれの役割を明確にします。



### (2) 各主体・組織の役割

#### ① 市

本計画の策定及び市の施策・事業を実施し、その進行管理を行うとともに、市民、事業者等と連携した活動を実施し、また支援・協力します。

#### ② 市民

自分たちの生活する本市の環境をよくするため、環境負荷の低減と良好な生活環境の維持に努めます。また、子どもたちへの環境教育を行うことで、将来にわたり良好な環境を維持します。

#### ③ 事業者

事業活動を行うに当たり発生する環境負荷の低減を図り、地域へ良好な環境を提供する社会的な責任を認識し、事業活動を行います。また清掃活動などの地域活動に積極的に参加します。

#### ④ 環境審議会

本計画の進捗管理は、毎年、環境審議会に報告され、委員の審議を受け、それを反映した計画を立てて運営されます。

⑤ 庁内会議

本計画は市全体で取り組むものであるため、関係各課による庁内会議を行い、各課の進捗管理を環境対策課が行います。

⑥ 各課（学校教育課、観光交流課、企画課、建設課、財務課、産業振興課、生涯学習課、市民保健課、生涯学習課、上下水道課、防災安全課、環境対策課）

対象となる各課は、本計画に記載された市の施策・事業を実施・運営します。ただし、上記以外の課においても、業務の中で環境への取組を実施します。

⑦ 環境対策課（事務局）

本計画の事務局は環境対策課が担います。

## 第2節 / 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下に示すと通りのPDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルで実施します。

### Plan「計画」

市は毎年度、見直しの結果を受けて「市の取組」にある施策・事業を確認し、場合によって内容を修正の上、計画を作成します。

### Do「実施」

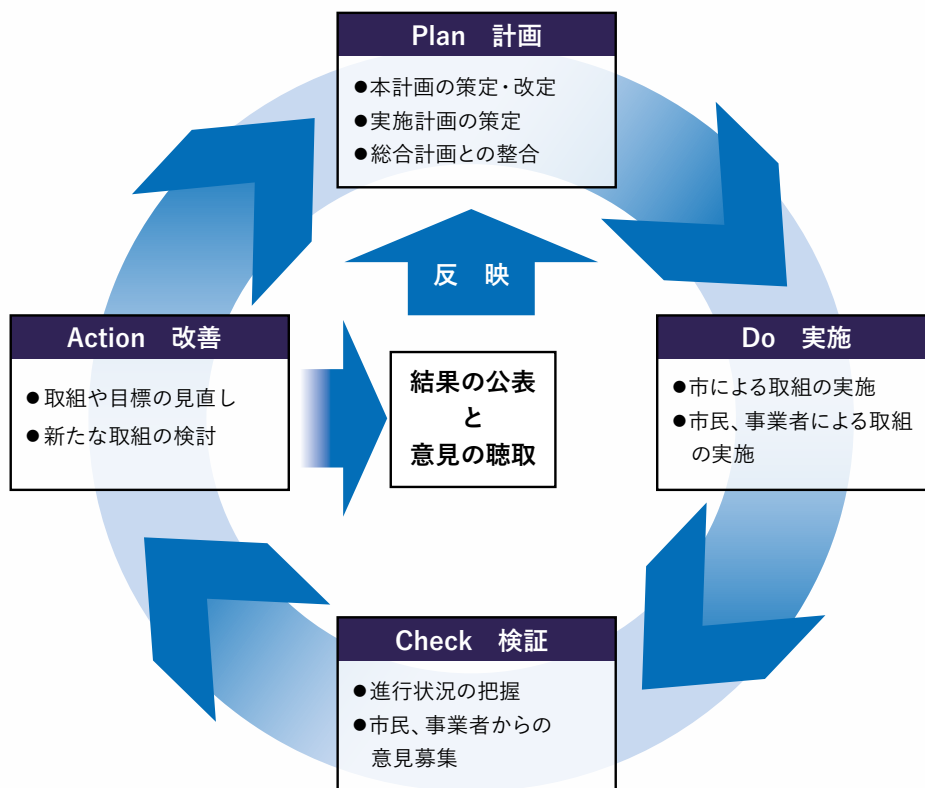
計画した市の施策・事業を市民や事業者と協力して実施します。

### Check「検証」

計画し実施した施策や事業の結果を数値として取りまとめます。結果は報告書として取りまとめ、庁内会議、環境審議会ですれぞれ報告し、ホームページなどで公表します。

### Action「改善」

庁内委員会、環境審議会での点検、評価や市民・事業者からの意見を踏まえ、市の取組の見直しを行います。







# 資料編

用語解説

策定経過・委員名簿・市民会議名簿

諮問・答申

下田市環境基本条例

# 用語解説

## あ行

### アダプト・ロード・プログラム

アダプトは「縁組」という意味で、地域住民や企業、学校等により、一定区の道路の美化活動や保全活動を図る取組のこと。

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

### 雨水浸透枳

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として利用できる利点もある。

### エコアクション21

環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を公表するための方法が織り込まれている。

### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

### エシカル消費

消費者それぞれにとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

### 温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

## か行

### 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動

海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりがプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する静岡県による県民運動。一般的に使われる「4R」に、リターン(戻す)とリカバー(回復させる)を加えたもの。令和元年5月に発足。

### 外来種

もともと生息していなかった地域に、人為的に他の地域から持ち込まれた動植物のこと。

### 河川海岸愛護活動

各市町、河川海岸愛護団体及び地域住民等の幅広い協力を得て、河川や海岸の雑草の刈り取り、ごみや空き缶拾い等の清掃を行うこと。

### 合併処理浄化槽

生活によって発生する排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

### 家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品[①エアコン、②テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象]から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律のこと。

### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにすること。

### 環境基準

環境基本法に基づき政府が定める環境保全上の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染、騒音及びダイオキシン類について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準が設定されている。

### 環境基本計画(国)

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取組を長期的目標に掲げ、平成30年4月に第5次環境基本計画が閣議決定された。

### 環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を超え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

### 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。例えば、排出された窒素酸化物などの大気汚染物質、油などの水質汚濁物質、二酸化炭素などの温室効果ガスをいう。

### 環境マネジメントシステム(EMS)

EMS(Environmental Management System)の日本語訳で、事業者が法令等を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境の保全を進めるためのシステムのこと。具体的には、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手順のこと。この手順の国際的な規格として、ISO14001シリーズが発行された。

## 気候変動に関する政府間パネル

IPCC(intergovernmental Panel on Climate Change)の日本語訳で、国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それがいない場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関にあたる世界気象機関（WMO）が1988年に共同で設立した。

## 京都議定書

地球温暖化対策に向けて、平成9年12月京都で開催された地球温暖化防止京都会議で採択された気候変動枠組条約の議定書であり、平成17年2月16日に発効した。主に先進国で構成される締約国に対し、平成20年～24年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。日本では、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると5カ年平均で基準年度比8.4%減となり、目標値6%を達成した。2012年12月にカタールのドーハで開催された京都議定書第8回締約国会合（CMP8）において、京都議定書の改正案が採択された。2013年から2020年までの8年を第2約束期間とすること、排出量を1990年の水準から少なくとも18%削減すること、新たに三フッ化窒素（NF3）が削減対象のガスに追加されること、約束期間の途中で数値目標の上乗せができることなどが盛り込まれた。日本は第2約束期間に不参加を表明したため、数値目標がない。

## グリーンカーテン

ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作る。熱エネルギーの遮断効果や葉の気孔からの水分蒸散により、日差しを和らげ室温の上昇を抑えるほか、騒音の低減効果があるといわれている。

## グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

## グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけにサーキュラーエコノミーの実現を含めた脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもよりレジリエントな社会・経済モデルへと移行する考え方。

## 公害

事業活動等の人の活動により、広範囲にわたって、人の健康や生活環境に被害を及ぼすもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が典型7公害といわれる。

## 光化学オキシダント

工場や自動車排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。気温や風速、日射量などの気象条件の影響を受け、夏期の風の弱い日差しの強い日に発生しやすい。目やのどへの刺激など人体への影響や農作物等に被害を与える。

## こどもエコクラブ

環境省が、都道府県・市町村との連携のもと、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて子どもたちの地域の中での主体的な環境学習や実践活動を支援している。平成23年度からは、(財)日本環境協会が、こどもエコクラブ全国事務局として、県や市町が地方事務局となって、活動を支援している。

## さ行

### 再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・風力・地熱・バイオマスなど、自然の力で定期的に利用することができるエネルギー。

### 里山

人里近くにある身近な自然で、人と動植物がバランスよく暮らしていける豊かな空間のこと。

### 産業廃棄物

廃棄物処理法及び同政令によって定められた工場・事業場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、建設廃材、廃油、廃プラスチック等、法令で定められた20種類の廃棄物のこと。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するとされている。

### サーキュラーエコノミー（循環型経済）

従来の「Take（資源を採掘して）」「Make（作って）」「Waste（捨てる）」というリニア（直線）型経済システムのなかで活用されることなく「廃棄」されていた製品や原材料などを新たな「資源」と捉え、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みのことを指す。

### 静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、平成28年3月に「改訂版第3次静岡県環境基本計画（基本目標：環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～）」が策定された。

### (公財) 静岡県グリーンバンク

公益財団法人静岡県グリーンバンクは、寄附金などの善意を「緑」に変えて、花と緑が溢れる美しい街づくりを進めている団体のこと。主な事業としては、苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。



## 次世代自動車

国は運輸部門からのCO<sub>2</sub>削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンイェーベル自動車を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

## 自然公園

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類の公園の総称。

## 自動車リサイクル法

自動車製造業者等による使用済自動車の引取りや再資源化等を適正に実施するため、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る法律。

## 循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。この社会の実現には、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることが必要である。

## 新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などがある。

## 森林環境税・森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成29年12月に閣議決定した。国内に住所を有する個人に対して年額千円を課税する国税。市町村において、個人住民税均等割と併せて徴収され、税収は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられる。制度の適用は、令和6年度から。森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）するもの。

## 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。

## た行

### 脱炭素

地球温暖化の大きな要因となっている、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えようという運動のこと。

### 地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

### 地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

### 中間処理・最終処分

事業者から生じた産業廃棄物は、収集運搬→中間処理→最終処分という工程を経て処分される。産業廃棄物の大きさを小さくしたり（減容）、再利用できるものを取り分けたりすること（選別）を中間処理という。これにより、産業廃棄物の約半分が再利用可能な資源に生まれ変わる。最終処分とは、産業廃棄物を適切に処理した上で、土の中に埋め立て、海に投棄し、その場所で産業廃棄物を保管し続ける処理方法のことである。

### 低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などが含まれる。

### 天然記念物

動物（消息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

### 特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成17年6月施行）によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

## な行

### ナラ枯れ

ナラ類やシイ・カシ類などの樹幹にカシノナガキクイムシが潜入り、ナラ菌を樹体に感染させ、菌が増殖することで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病。近年、県内でも全域に広がっている。



## 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

## は行 廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

## パリ協定

2015（平成27）年11月、フランス・パリで「COP21」が開催され、2020（令和2）年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択された。産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満に抑えることを目標とするほか、1.5°C未満を目指す努力を行うことについても言及され、目標達成のため、各国が決めた貢献案を5年ごとに更新・提出すること等が定められた。

## 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

## フロン回収破壊法

フロン類の適正な回収・破壊によるフロン類の大気中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているクロロフルオロカーボン（CFC）等の3種類のフロン類を対象とし、フロン類を大気中にみだりに放出することの禁止、機器の廃棄の際のフロン類の回収・破壊を義務づけ等の措置が講じられている。

## 保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

## ま行

### 森づくり県民大作戦

静岡県による、豊かな自然を守り、未来につなぐため、県や森づくり団体等が共同で進めている取組のこと。

### 森の力再生事業

公益性が高いにもかかわらず、社会経済状況の変化により森林所有者による整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林について、民間による持続的な管理を開始するために必要な初期整備を本事業で行うことで「森の力」を回復することを目的としている静岡県の事業のこと。

## ら行

### リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

### リスクコミュニケーション

化学物質は豊かで快適な生活を支えるが、環境中に排出されることにより、人の健康や動植物に悪い影響を及ぼすおそれ（環境リスク）が生じる。化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民・産業・行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

### リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

### リバーフレンドシップ制度

市民や団体等がリバーフレンド（川とともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取組。

### リフューズ

必要のないものを断ることを指し、スーパーのレジ袋を断りエコバッグを使う、レストランなどで割り箸を断りマイ箸を使う、などが該当する。これにより廃棄物になるものの発生を未然に防ぐことが可能となる。

### リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビール瓶である。

### レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年に初めて発行した。日本では平成3年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成、静岡県は平成16年に県版レッドデータブックを公表。

## 英数

### BEMS

Building and Energy Management Systemの略。ビル・エネルギー管理システムと訳され、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うシステム。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要な酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

### COP21

気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称で、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。2015年秋に21回目の会議がパリで開催されたため、この会議をCOP21と呼ぶ。

### ESCO事業

Energy Service Companyの略で、省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費の削減分で賄う事業。省エネ改修を行う事業者にとっては、初期費用が掛からずハードルが低くなるというメリットがある反面、省エネ改修によって得られるコスト減少効果が低下する。

### ESG・ESG投資

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもの。今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界的に広まってきている。ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、ESG要素も考慮した投資のことを指す。

### ISO14001

国際規格認証機構（ISO：International Organization for Standardization）のこと。この機構が環境管理（マネジメント）の規格として、ISO14001シリーズを作成した。事業所は、環境管理を実施する際に、この規格を標準的な手法として用いることができる。また事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができる。

### NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間の非営利組織」のこと。社会の様々な課題に対して、利益拡大のためではなく、その課題に関する使命の実現のために活動する組織である。

### PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

### PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の $1$ 千分の $1$ ）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

### PPAモデル

Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデルの略称で、電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う。

### PRTR制度

有害性が疑われる化学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか（排出量）、廃棄物などとして移動しているか（移動量）を把握し、集計・公表する仕組み。事業者の化学物質管理を促進したり、化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料となったりして、環境中の化学物質のリスク低減を目的とする。

### SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

### 2030アジェンダ

正式名称は「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」といい、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標。

### 4R

基本的なごみ減量化の取組である3Rにプラスして、リフューズ（Refuse：断る）を加えたもの。より一層のごみ削減のため、ごみになるものはできるだけ元から断つという意味があり、順番としてはリフューズ→リデュース→リユース→リサイクルとなる。

## 策定経過

年度	月日	行事等	内容
令和 2年度	7/17～8/2	アンケート調査	市民、事業所、中学生を対象にアンケート調査
	2/25	環境審議会	環境基本計画（諮問）
令和 3年度	8/23	第1回庁内検討委員会（作業部会）	各分野の取組内容の確認
	11/15	第1回庁内検討委員会	計画内容の確認
	12/14	第2回庁内検討委員会（作業部会）	各分野の取組内容の確認
	12/14	環境審議会	経過報告、基本計画案審議
	12/23	第1回市民会議	課題の抽出
	1/7	第2回市民会議	課題の解決方法
	1/13	第2回庁内検討委員会	計画内容の確認
	1/18～2/16	パブリックコメント	意見の募集
	2/17	環境審議会	基本計画案最終審議 答申案審議
	3/1	市長への答申	

## 環境審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
大川 富久	前審議会委員	会長
藤井 和弘	前審議会委員	副会長
浅川 弘	市民代表	
河井 恵美子	市民代表	
佐々木 純一	市民代表	
佐藤 清岳	伊豆太陽農業協同組合	
鈴野 眞美	下田市女性の会	
高橋 忍	前審議会委員	
津曲 理香	マックスバリュ東海（株）下田銀座店	
原田 裕美	下田市女性の会	
藤井 建彦	文化財保護審議会委員	
渡邊 洋之	下田市区長会長	

（五十音順、敬称略）

## 市民会議参加者名簿

池谷いづみ	黒須 善朗	田中 英史
辻村 徳和	土屋 範夫	ニックス弘子
廣井 小枝子	山梨 修	

（五十音順、敬称略）



下環環第29号  
令和3年2月25日

下田市環境審議会  
会長 大川 富久 様

下田市長 松木正一郎

### 第2次下田市環境基本計画について（諮問）

第2次下田市環境基本計画について、下田市環境基本条例（平成13年12月17日条例第22号）第9条第3項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

（諮問理由）

私たちのふるさと下田市は、美しい自然と、数々の誇りある歴史に裏打ちされた恵み豊かなまちです。将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現を目指すため、平成13年12月に下田市環境基本条例を制定し、平成24年3月に「下田市環境基本計画」を策定しました。

現在の計画は、令和3年度で計画期間を満了することから、令和4年度以降の次期計画を本年度から策定することとしました。

本市で策定します環境基本計画は、本市環境基本条例第9条に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

つきましては、第2次下田市環境基本計画の策定について、貴審議会にご意見を賜りたく諮問するものです。

令和4年3月1日

下田市長 松木正一郎 様

下田市環境審議会  
会長 大川 富久

### 第2次下田市環境基本計画の策定について（答申）

令和3年2月25日付け下環環第29号にて諮問のあった第2次下田市環境基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 第2次下田市環境基本計画（案）別紙のとおり
- 2 下田市環境基本計画の基本理念を踏まえ、目指すべき将来都市像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現に向け、市民・事業者・市が協働・連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に実施するよう努めること。
- 3 多岐にわたる施策が多くあるため、計画の推進に当たっては関係部署による連携など全庁的な体制で臨み、目標値の達成に向けて取り組むこと。
- 4 環境問題の深刻化を鑑み、施策の推進に当たっては国や県の動向を注視し、新たな施策は臨機応変に対応すること。



## 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
  - 第1節 環境基本計画（第9条）
  - 第2節 市が講ずる施策（第10条—第25条）
- 第3章 環境審議会（第26条—第32条）
- 第4章 雑則（第33条）
- 附則

## 前文

私たちのふるさと下田市は、太平洋と天城山から連なる山並みに抱かれ、青い海、白い砂浜、緑の森が溢れる美しい自然と、幕末開港をはじめとする数々の誇りある歴史に裏打ちされた恵み豊かなまちであります。この素晴らしい財産は、市民生活の重要な基盤であるとともに、訪れる人々を心豊かにさせ、観光を中心とする当市の産業の礎となっています。

しかし、近年の大量生産・大量消費の社会活動の結果、私たちは、経済的・物質的な豊かさや利便性の享受と引き替えに、自然・環境という大切な財産を失いつつあります。

「経済の20世紀」から「環境と文化を基調とする21世紀」へと大きく転換しつつある時代の中で、私たちは、今までのように自然の恩恵を受けるだけでなく、自然と人が共生する環境を次世代に引き継いでいけるよう努める責務があるのではないのでしょうか。環境への負荷を与えている生活様式や社会・経済構造の在り方を見直すとともに、さらには地球規模での環境の保全及び創造に向けて行動しなければならないのです。

今ここに、市、市民、事業者、さらには滞在者が協力して、この素晴らしい自然・環境の保全及び創造に努め、将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現を目指すため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、下田市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全でめぐみ豊かな環境の恵沢を享受するとともに良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境に恵まれた本市の地域特性を生かし、自然と人の共生を確保することを旨とし行われなければならない。
- 4 地球環境の保全及び創造は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自ら環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、市民、事業者及び滞在者等（以下「市民等」という。）が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境を適正に保全するため、自然環境の破壊の防止に努めるほか、植生の回復、緑地の造成その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞在又は通過する者は、基本理念のっとり、その滞在等に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況を毎年公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第2節 市が講ずる施策

(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為その他の環境の保全上の支障を生じ、又は及ぼす恐れのあると認められる行為に関し、関係行政機関と協議のうえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第14条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及びその他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備並びに自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に、努めるものとする。

(水資源等の保全)

第16条 市は、河川及び海域等における良好で健全な水質等の水環境の保全に努めるとともに、水道水源その他の水資源の安全性の確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、良好で健全な水資源を確保するため、大気、森林及び土壌等の保全に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興により市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民等が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化、希少動植物の保護その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(公害等の処理等)

第22条 市は、公害その他の環境保全上の支障となる事象について、国、県及びその他の地方公共団体と協力し、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国、県等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及びその他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、地球環境の保全に資するため、国、県及びその他の地方公共団体と協力して、地球環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(実効性の確保)

第25条 市長は、この条例の基本理念に著しく反する行為について、下田市環境審議会の同意を得て、当該行為者に対して必要な措置を講ずることができる。

### 第3章 環境審議会

(設置)

第26条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、下田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する基本的事項
- (2) 公害防止に関する基本的事項
- (3) ごみの減量化等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

3 前項第1号に定める者については、公募によるものとする。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第31条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

### 第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(下田市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止)

2 下田市廃棄物減量等推進審議会条例(平成4年下田市条例第21号)は、廃止する。

3 下田市公害対策審議会条例(昭和44年下田市条例第34号)は、廃止する。









